

シンポジウム  
「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」

クロージングシンポジウム

「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道

～互いの資源を活用し合うために何が必要か～」

基調講演：

矢田貝 泰之（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課長）

シンポジスト：

藤崎 賢治（札幌市子ども未来局児童相談所 家庭支援課長）

下川 陽子（社会福祉法人麦の子会 子ども家庭暮らし部門サブディレクター、  
ファミリーホームミモザ 養育者）

津田 克己（児童家庭支援センターしらゆり センター長）

中村 賢司（社会福祉法人大洋会 児童家庭支援センター大洋 所長）

恒松 大輔（自立援助ホームあすなる荘 ホーム長、全国自立援助ホーム協議会  
事務局長）

米山 明（社会福祉法人全国心身障害児福祉財団 全国療育相談センター センター長）

助言者：

岩上 洋一（全国地域で暮らそうネットワーク 代表）

加藤 正仁（うめだ あげぼの学園 園長、一般社団法人全国児童発達支援協議会  
（CDS JAPAN）会長）

北川 聡子（社会福祉法人麦の子会 理事長、日本ファミリーホーム協議会 会長）

コーディネーター：

野澤 和弘（植草学園大学 副学長・教授）

## シンポジウム 「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」

### コーディネーター

野澤 和弘

(植草学園大学 副学長・教授)



皆さんこんにちは。3 日間にわたって行われてきたフォーラムも最後のクロージングシンポジウムということで、社会的養護と障害児施策の連携と協働への道というテーマでこれから始めたいと思います。社会的養護と障害児福祉というのはとても近接した領域にあって、一部重なりますけれども、以外にこれまで具体的な協働については議論が深まるということにはなかったように思うんですね。私は長らく報道の現場におりまして、今は大学で教員をしておりますけれども、子どものことですか、障害児、障害者のことを長年取り組んできましたけれども、意外に両者一体に考えることはなかった気がします。今年の 4 月からいよいよこども家庭庁が始まります。ここでこの 2 つのテーマを整理して議論を深めるというこ

とはとても大事なことだと思います。タイミング的にも非常に重要な場面と言いますか、立ち位置に立っているんだと思います。今日はこれから大勢の方が登壇していただいて、それぞれの立場から議論をしていただき、みんなで整理して、それをどんなふうに絡めて協働していけるのかということ会場の皆様と一緒に考えていければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

では早速基調講演ということで、厚生労働省の矢田 貝泰之様。障害児者福祉の立場からお話していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 基調講演

### 矢田貝 泰之

(厚生労働省社会・援護局)

障害保健福祉部 企画課長)



どうもこんにちは。ご紹介いただきました、厚生労働省の障害部企画課長の矢田貝と申します。仕事としては障害者施策の取りまとめの課長をしてございます。17分といただいておりますが、今日は恐らく養護のほうの方が多いと思いますので、障害児の施策を説明してくれとお願いされていますので、ご説明をさせていただければと思います。自己紹介だけしておきますと、私は平成7年に厚生省に入って、平成17年から20年まで熊本県庁に出向させていただいておりました。そのときに3年間児童養護の担当、子ども全体の担当課長をさせていただいておりました当時の知事が、共同代表の潮谷義子さんが、児童養護の園長さんが知事になられて、熊本でちょうどそのとき、こうのとりのゆりかごができたときに私が課長をしているときでございました。熊本で検証会議に柏女霊峰先生にも委員になっていただいて、20年に厚生省に帰ったときに、今日これからご説明しますが、障害者自立支援法の見直しと、障害児支援の見直しの担当の課長補佐として3年間やっておりました。当時の課長が藤井さんで、戻って障害児の検討会の座長が柏女先生で、実は潮谷義子さん、知事を辞めてすぐ社会保障審議会障害者部会長になられたので、私の場合この2つは連続してずっと仕事をしていたという感じでございます。

この図が障害保健福祉施策の歴史でございます。すごく分かりやすく言うと、オレンジになる前の平成18年より前、日本の福祉というのは、児童養護も似ているところあるかと思っておりますけれども、施設で保護をするという。知的障害者で言えば、昭和40年ぐらいに、親亡き

あと、山の上にコロニーを作って衣食住安心できるように、精神保健福祉についても昭和40年代ぐらいから、病院できちんと治療するということが収容をするということで、施設中心でずっとやってきたと。いろんなところでお話するんですけど、人が幸せを感じるというのは、衣食住が保たれば幸せになるわけじゃなくて、よく話をするんですけど、障害者の方がうれしそうな顔をされるのって、例えばバザーをやった自分が作ったものが売れてお金もらえたときって、本当にうれしそうな顔をされるわけですね。それはお金をもらったからだけじゃなくて、自分がやったことが誰かに評価されて、それであるがとうと言ってもらえる。そういうことが必要なんだと考えると、山の上の施設とか病院ではなくて、地域で暮らしていくことを支援していこうと。このオレンジのほうは、地域で暮らすためにどうしたらいいかということを中心にずっとやってきたという歴史でございます。ずっとそのオレンジになる前は、在宅サービスの予算というのは、予算で決められた範囲内で全国で、その中でやってくださいという世界だったんですけども、自立支援法が平成18年にできてからは、在宅サービスを使ったら使っただけ国が必ず2分の1負担しますよと。障害児については、先程私担当しましたけれども、平成24年からはそういう在宅サービス、使えば使うだけ予算が増えるという仕組みにしております。

1つだけ言うと、障害があるというのは、親御さんが受け止めるのがなかなか遅くて、うちも兄貴いるんですけども、うちの親とか普通学級に入れたり、中2まで

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 基調講演

うちの兄もギリギリ粘って、やっぱりダメだ、施設に、みたいな、そういうのは本当に良くないと思っていて、当時は障害児通園施設という名前だったのを、障害という言葉を取って、児童発達支援とか、放課後等デイサービスとか、すごく敷居を低くしてサービスを使いやすくしとすることで改正してきました。結果、平成 24 年、緑が障害児の予算なんですけど、当時 500、600 億ぐらいだったのが、今は 4,400 億でこども家庭庁にお渡しすると。もう 8 倍ぐらいになっている。障害者全体でも 3 倍ぐらいに予算はなっています。それはそれで、これまでそういう改正を積み重ねてきた成果であるんですけども、私が 2 年前に企画課長に来たとき、これを知ってはいたんですけど、見たときに、予算 3 倍になって本当に障害者 3 倍幸せになっているかな？と。なっているんだと思うんですね。サービスを今まで使っていない人が、うちの子ちょっと気になるから、って言って気軽に、敷居低く障害児支援施策を使えるような社会にしたい。実際そうやってきて、10 万人だった利用者が、今は 50 万も障害児のサービスを使っていますので、そういう意味では、サービスの質というところはやっていかなきゃいけないけど、正直地域の中で必要だったサービスが受けたいと思ったら受けられるような体制にはなってきていると。

一方でもう 1 つの課題が、障害のほうがサービスが充実しすぎちゃいまして、障害がある子は全部障害福祉で見てくれ、学校なんかでも、障害だから障害のほうに行ってくれ、みたいになっちゃうと、われわれはインクルージョンの社会を作りたいと思ってやってきていたのに、障害のほうで充実しすぎてなんでも障害で抱えますよ、ってやってしまうと、全く逆の方向に世の中行ってしまうと。この子たちが 18 歳になって、さあ一緒に働きましようと言ったって、そういう障害のある子を見たことがないという子どもさんばかりだったらそんなことは不可能ですので、障害児のサービスをしながらいかにインクルージョンと言うか、一緒の場で専門的支援をしながら、いかにインクルージョンをしていくのかというのが今の課題で、今日の話もまさに児童養護の世界と障害児のところの接点で、野澤さんからもありましたけど、4 月から障害児支援が、うちの障害部からこども家庭庁

に行くと、児童養護と同じ局の中で一体的にやっていくということで、本当にこれは障害児支援の大きな歴史の転換点だというふうに認識しています。



障害児サービスを使うお子さんが増えているという図、右側が学校の中、通級の指導で注意欠陥多動性障害を含めてそういう子が増えていると。あと文部科学省が、一番左上にありますけれども、8.8 パーセントという数字が新聞にも載っていますけれども、普通の学級の中でも気になる子、特別な支援が必要になる子というのは 8.8 パーセントいると。この 8.8 パーセントを障害で受けろ、特別支援学校で受けろ、という社会ではダメで、この子たちを普通の保育所、普通の児童養護施設。そういう中でも、そちらのほうで可能な方は受け入れていただきたいというのが、重い方は障害施策で当然受けられますけど、そうでない子は、一般施策の中で上手くしていくというのが目指すべき方向かなと思っています。

ここからが本題ですが、児童養護の中で使えるサービス。令和 3 年に、事務連絡名が、とにかく障害児通所支援等を利用する場合の事務処理要領、障害児を受ける乳

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 基調講演

児院、児童養護施設におえる保育所等訪問支援の積極的な活用について（周知のお願い）というぐらい、厚労省としては、先程言った通り児童養護施設だったり、乳児院、ファミリーホーム、里親さん。障害の可能な方は受けていただきたい。その代わりに、障害児のサービスはこういうかたちで使えるようにしているという図でございます。障害児通所支援というのは、通所ってついていますが、これからご説明する在宅のサービスは、児童福祉法に基づく在宅のサービスは全て使えるようになっております。居宅介護、ヘルパーとかそういうものについては、これは障害者総合支援法に基づくサービスなんですけれども、こういうものは里親、ファミリーホームは使えと。手当の関係は、あとでまた説明しますが、このご覧の図の通り、手当ももらえると。1つだけあるのは、障害児のサービスについては手帳が必ずしも必要ございませんので、必要であれば使えるということになっています。ここに障害者のサービス一覧も載せているので参考にしていただければと思いますが、児と書いてあるやつは児童が使えるサービスになってございます。それは先程見ていただいた通り、里親であってもファミリーホームであっても使えるサービスというふうになって、施設でも使えるサービスになっております。例えば児童発達支援、うちの一番メジャーな、昔で言う障害者通所支援のサービスで、平成30年からは、本当に重い方、重度の方で、先程の通所まで通えないという方は、訪問してヘルパーさんももちろんあるんですけど、発達支援も訪問でできるようにということで、平成30年からはあります。こういうのは例えば、お子さんを受け入れているときにヘルパーさんも使えますけども、こういう発達支援も使っていただくことができます。放課後等デイサービス、学校の放課後のサービスのもの、これも非常に今数は増えていますので、ご活用いただけたと思います。

保育所等訪問支援、これは図の通り、児童発達支援センターから障害に詳しい方が保育所とかに行き、これは実は課長補佐のとき、現場で実施授業である市でやっているのを見て、要は保育所に行けるかもしれないという子どもに、一緒に療育センターの先生がついていってあげて、最初は毎日一緒に行き、あげて、慣

れてきたら週1回一緒に行けばいいとか、慣れたら保育所に来てもいいですよとか、もしくは療育センターの先生が保育所に行くと、その子以外の、うちのあの子見てもらえますか？みたいなことで来て、障害児支援と一般スタッフの中連携を図るために作った制度で、これが平成30年から乳児院、児童養護施設、わざわざ改正したということはニーズがあるからこういう改正をわれわれはしているということでございますので、せっかく制度を作ったのでぜひこういうのも療育センターから必要な方は支援を受けていただければということでございます。30年に、一番上だけ読みますと、乳児員の28.2パーセント、児童養護施設で28.5パーセントですから、3割弱そういう障害児の方が乳児院、児童養護施設にもいらっしゃるということで、そうしたところにわれわれの療育の専門家が児童発達支援センターから支援に行けるという制度を作っております。こういうのもぜひご活用いただければなと思っております。

入所施設は福祉型、医療型の入所施設があるんですけども、本当はすごくつながっているんですよ。例えば虐待されていた子どもが障害があるぞというときに児相の人は障害児施設に入れようか、児童養護施設に入れようかということをお悩むわけですね。障害の程度に応じて児童養護施設に措置する場合もあれば、障害児支援施設に措置する場合もあるという意味では兄弟みたいな関係ではあります。障害児入所支援の場合は、虐待とか措置の場合、措置で受け入れる子どもと、障害が重くて、さっきうちの兄の話をしましたけど、障害が重くて家ではもう無理だといったときに、措置ではなく契約で入所するというパターンもありますのでちょっと違うんですけども、そういうことをやっているというものでございます。

手当の関係、特別児童扶養手当、分かりやすく言うと、ある程度の障害の重さの方からこういう手当も、誰がもらえるかは先程の○Xで見ていただければと思いますけれども、こうした金銭的な支援ということもあるので、もし重い子を見ているけど、こういう手当ももらってなくて、実はもらえるんじゃないかというときには相談してみただいただければと考えています。療育手帳、先程申し上げた通り、手帳制度というのは必ずしも要らないもの

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 基調講演

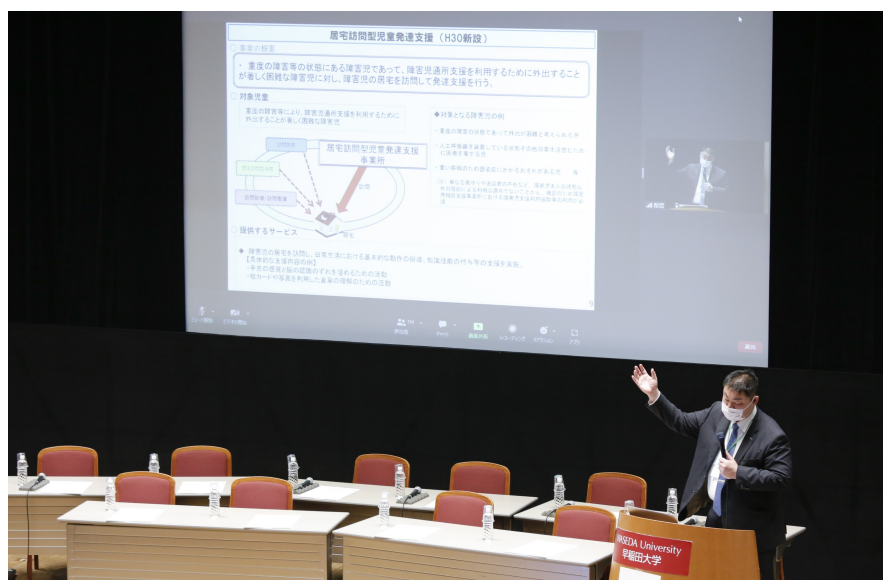
でございますが、療育手帳についてはこの前事前打ち合わせでも話題になったのでご紹介だけしておきますと、今手帳もらえる、もらえないが県によって違っているということで、今全国の統一的な制度の検討をしている、というところだけ今日はご紹介させていただきます。

最初に戻りますけど、これが昨年の秋冬に法改正したものです。障害者の世界は、施設から普通の住まいの場に。それで福祉的な就労じゃなくて一般雇用のほうに。医療の方についても病院じゃなくて、なるべく在宅に、というふうにするために、相談支援含めてどういう支援を充実していったらいいかということで制度改正を重ねてきています。多分普通の児童養護も施設から小規模化したり、ファミリーホームとか家庭的雰囲気、というところと似ているのかなと思ながら、そういうところを進めていくということは、結局障害者の場合は、さっき言った、何が障害者の方にとって幸せかと考えたら、施設でもいろいろなことができると思うんですけど、こういう一般の暮らしの中とか、一般の就労の中のほうが、いろいろ外があって、衣食住が満たされるだけでなく、誰かの役に立ってありがたいと言われる。そういう機会が増えるかなと。そういう改正を積み重ねてきているというのが障害でございます。

最後、こども家庭庁、具体的には障害児の部分がかど

も家庭庁に行きますが、こども家庭庁ができて、こども家庭庁と厚生労働省、引き続き連携していきますよという図ですけども、左のほう、これがこども家庭庁でやることですけども、当然障害児の通所支援、入所支援もやりますけれど、これからせっかく障害児が一緒になるので、3つ目の丸ですね、保育所とか放課後等児童クラブなど、一般施策での受け入れであったり、もしくは社会的養護との連携を図っていくのが、今回なんでこども家庭庁を作るんだらうと思ったときに、作った人は別のことを考えていたかもしれませんが、僕にとっては今回障害児支援と児童養護が一緒の局でやっていく、子どものこと全体を一緒のところ考えていくというのは本当に大きなきっかけになると思いますので、今日のこれからのディスカッションも、よりいい方向に進んでいくにはどうしたらいいかということで話し合っていければと思っております。

17分、ちょうどぐらいじゃないでしょうか？このあともみんなそういう感じで進んでいくと思いますので。その代わり早口だったなとか、怒られるんですよ。障害で早口だと手話の方がいたりして、早口は怒られるのですが、こんな感じで私の基調講演とさせていただきます。ありがとうございました。



# シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 基調講演

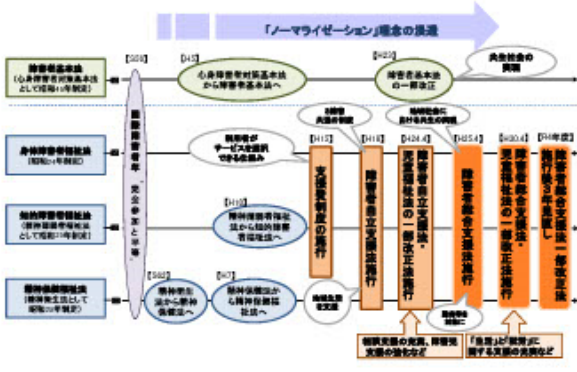
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

## 障害児者施策の現状と社会的養護との連携について

令和5年3月12日  
厚生労働省 障害保健福祉部 企画課長 矢田員 泰之

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

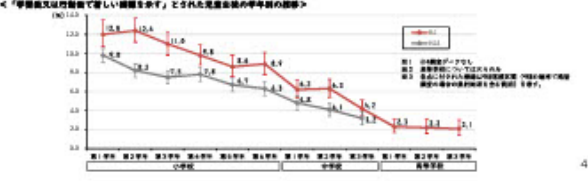
### 障害保健福祉施策の歴史



### 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果について

1. 児童生徒の置居状況 (平成28年度～平成30年度)

学年	特別支援学級	特別支援教室	通常学級	合計	割合
小学1年生	1,000	1,000	1,000	3,000	33.3%
小学2年生	1,000	1,000	1,000	3,000	33.3%
小学3年生	1,000	1,000	1,000	3,000	33.3%
小学4年生	1,000	1,000	1,000	3,000	33.3%
小学5年生	1,000	1,000	1,000	3,000	33.3%
小学6年生	1,000	1,000	1,000	3,000	33.3%
中学1年生	1,000	1,000	1,000	3,000	33.3%
中学2年生	1,000	1,000	1,000	3,000	33.3%
中学3年生	1,000	1,000	1,000	3,000	33.3%
高校1年生	1,000	1,000	1,000	3,000	33.3%
高校2年生	1,000	1,000	1,000	3,000	33.3%
高校3年生	1,000	1,000	1,000	3,000	33.3%



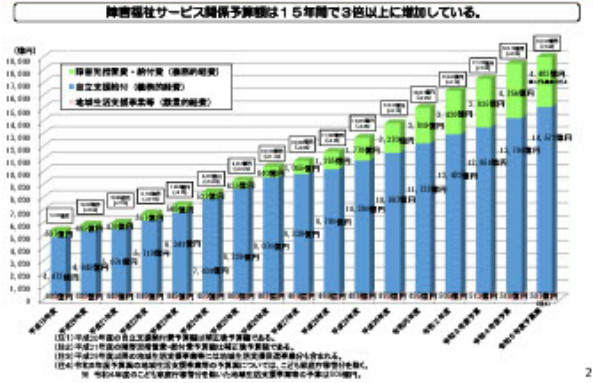
### 措置児童が利用することができる障害児通所支援等

(令和3年3月31日事務連絡 措置児童が障害児通所支援等を利用する場合の事務処理手続及び障害児を受け入れる乳児院及び児童養護施設における保育所等訪問支援の機制的な活用について(通知の取扱い等より))

	通所	ファミリーホーム	乳児院	児童養護施設
障害児通所支援	○	○	○	○
居宅介護、同行支援、行動支援、短期入所	○	○		
重度訪問介護、生活介護	※	※		
就労移行支援、就労継続支援	※	※		
特別児童扶養手当	○			
障害児福祉手当	○	○		

※ 15歳以上の児童について児童相談所が認めた場合に取用可能

### 障害福祉サービス等予算の推移



### 通所による指導を受けている児童生徒数と障害児サービス費(通所)の推移



### 障害福祉サービス等の体系(介護給付・訓練等給付)

サービス内容	利用件数	単価(円)
居宅介護	196,703	21,568
重度訪問介護	12,084	7,454
行動支援	25,223	5,690
生活介護	12,713	3,922
就労移行支援	47	11
就労継続支援	40,320	5,161
生活介護	21,040	258
生活介護	208,049	12,206
障害児入所施設	12,402	2,265
自立生活援助	1,267	263
共同生活援助	164,132	12,666
自立生活援助(訓練型)	2,102	1,803
自立生活援助(生活訓練型)	13,004	1,291
障害児入所施設	36,273	2,296
特別支援学校(心身)	92,266	4,320
特別支援学校(心身)	314,259	15,733
特別支援学校	14,823	1,594

### 障害福祉サービス等の体系(障害児支援、相談支援に係る給付)

サービス内容	利用件数	単価(円)
高度療育施設	149,023	10,293
高度療育施設(相談)	1,626	88
障害児サポートセンター	398,410	10,200
障害児相談支援	328	104
障害児相談支援	15,464	1,488
障害児相談支援(心身)	1,310	178
障害児相談支援(心身)	1,701	194
障害児相談支援	247,730	3,772
障害児相談支援	95,937	6,160
障害児相談支援	558	213
障害児相談支援	3,025	548

# シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 基調講演

### 児童発達支援

**対象児童**  
 発達障害及び個別教育を行う必要があると認められる主に未就学児童  
 ※通所前付決定を行う際、医学的診断書又は障害者手帳を有することは必須要件ではなく、療育を受けなければ福祉を損なうおそれのある児童を含む(発達支援の必要については、市町村障害センター、児童相談所、保健師等の意見で可)

**事業の概要**  
 <サービス内容>  
 日常生活の基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適切な訓練、その他必要な支援を行う(通所)  
 <事業の担い手>  
 ①児童発達支援センター(児童福祉法第43条)  
 通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門職員を活かし、地域の障害児やその家族の相談支援、障害児を預かる施設への援助・助産を行う(地域の中核的な支援施設)  
 ②それ以外の事業所  
 もっぱら、通所利用障害児への療育やその家族に対する支援を行う

**提供するサービス**

**児童発達支援**

- 身近な地域における通所支援
  - 発達障害、知的障害、難聴、肢体不自由、重症心身障害等の障害のある子どもへの発達支援やその家族に対する支援

**児童発達支援センター**

- 主な機能に加え、地域支援を実施
- 主な人員配置
  - 児童指導員及び保育士 4人以上
  - 心理士等 1人以上
  - 保育士1人以上
  - 児童発達支援管理責任者 1人以上

**児童発達支援センター以外**

- 主な人員配置
  - 児童指導員又は保育士 10人以上
  - 心理士等 1人以上
  - 児童発達支援管理責任者 1人以上

### 保育所等訪問支援の支援対象の拡大 (H30~)

○ 乳児院や児童養護施設の入居者に占める障害児の割合は3割程度となっており、職員による支援に加えて、発達支援に関する専門的な支援が求められている。(乳児院-28.2%、児童養護施設-28.5%/平成24年度)

○ このため、保育所等訪問支援の対象を乳児院や児童養護施設に拡大し、障害児本人に対して他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うとともに、施設施設の職員に対して障害児の特性に応じた支援内容や関わり方についての助言等を行うことが可能となる。

**対象者の拡大**

○ 乳児院、児童養護施設に入居している障害児を対象者として追加  
 ※追加の対象者は、以下の施設に23障害児  
 -保育院、幼稚園、小学校 等  
 ※その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認められる(例-3歳児集まりクラブ)

**支援内容**

○ 児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。  
 ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)  
 ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)

### 居宅訪問型児童発達支援 (H30新設)

**事業の概要**  
 ・ 重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが難しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問して発達支援を行う。

**対象児童**

● 対象となる障害児の例  
 ・ 重度の障害の状態であって外出が困難と考えられる児  
 ・ 人工呼吸器を装着している状態その他日常生活営むために困難を要する児  
 ・ 重い情緒的な変動にかかるとおそれがある児 等  
 (※ 基本的な食生活や排泄等の不安定な、障害児本人の持病及びその他理由による外出が困難な児に比べて、障害児の発達支援施設等における発達支援(発達支援)の必要性が認められる児)

**提供するサービス**

◆ 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与等の支援を実施。  
 【具体的な支援内容の例】  
 ・ 手先の感覚と目の認識のずれを埋めるための活動  
 ・ 聴力や写真を利用した言葉の理解のための活動

### 障害児入所支援

○ 平成23年度まで各障害別に分かれていた障害児入所施設については、平成24年度から「障害児入所施設」として一元化し、重症障害児等への対応の強化を図るとともに、自立に向けた計画的な支援を提供。

○ 従来の事業形態等を踏まえて、①福祉型障害児入所施設、②医療型を併せて提供する医療型障害児入所施設の2類型。

**1. 対象者**

○ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童(発達障害児を含む)  
 ※ 手帳の有無にかかわらず、児童相談所、高等療育の必要性が認められた児童も対象  
 ※ 障害対応を要するが、障害の特性に応じた支援の提供が困難な児、重症心身障害児、難聴児、肢体不自由児、重症の発達障害児

**2. 様々な障害や重複障害等に対応**

○ 「障害児入所施設」として一元化される前の障害児の施設と同等の支援を確保するとともに、主たる対象とする障害児以外の障害児を受け入れた場合に、その障害に応じた適切な支援を提供。

○ 18歳以上の障害児施設入所者は、障害者就業(障害者総合支援法の障害福祉サービス)で対応することを踏まえ、自立(地域生活への移行等)を目指した支援を提供。

**3. 18歳以上の障害児施設入所者への対応**

○ 障害者総合支援法の障害福祉サービスにより年齢に応じた適切な支援を提供。  
 ※ 引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがある場合は、満20歳に達するまで利用することが可能。

### 放課後等デイサービス

**事業の概要**  
 ・ 学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等における支援を推進。

**対象児童**  
 学校教育法に規定する学校(幼稚園、大学を除く)に就学している障害児  
 (※ 引き続き、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがある児童を含む)とは別に2歳以上7歳未満の児童も利用できることが可能)

**提供するサービス**

◆ 学校放課終了後又は休業日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等  
 ① 自立した日常生活営むための必要な訓練  
 ② 創作活動、作業活動  
 ③ 地域交流の機会を提供  
 ④ 相談の提供

◆ 学校との連携・協働による支援(学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性)

### 特別児童扶養手当・障害児福祉手当の概要【4年度】

	特別児童扶養手当(①)	障害児福祉手当(②)
目的	障害又は身体に障害を有する児童について生活を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。	重症障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、肉体的な特別の負担や経費の一助として生活を支給することにより重症障害児の福祉の向上を図る。
支給要件	1. 20歳未満 2. 世帯の唯一 3. 父兄又は養育者が死別	1. 20歳未満 2. 世帯の唯一 3. 本人が障害者
対象者	1歳-障害基礎年金の1歳に相当する障害を有する児童 2歳-障害基礎年金の2歳に相当する障害を有する児童	障害基礎年金の1歳の基準に相当する障害より一層重症の障害を有する児童
給付月額(4年度)	1歳 32,400円 2歳 34,900円	14,800円
支払月数(定時給付)	1歳 12月 2歳 12月	12月
支給対象児童数(4年度末)	1歳 96,036人 2歳 182,198人	63,372人
4年度予算	1,380億円	45億円
負担率	国:10/市:10	国:4、都道府県、市及び福祉事務所負担率:1/4
施設事務	都道府県・指定都市(申請受付は市町村)	都道府県、市及び福祉事務所設置町村

※ 支給対象児童数の注記、福祉行政報告書(児童福祉施設・特別児童扶養手当)

### 保育所等訪問支援

**事業の概要**  
 ・ 保育所等現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

**対象児童**  
 保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児  
 ※ 「集団生活への適応が困難な児童を主たる対象とする」として、児童相談所、保健師等の意見で可  
 ※ 重症障害児、その他の重度の児童を主たる対象とする

**提供するサービス**

◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を実施。  
 ※ ①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)  
 ※ ②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)

◆ 支援は2週に1回程度を目安に、障害児の状況、時期によって頻度は変化。  
 ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害児の特性に応じた専門的な支援が必要な場合は、専門員)を優先。

### 障害児の所得保障の基本構造 (令和4年度版)

合計 87,280円(①<1歳>+②)

①特別児童扶養手当2歳 34,900円  
18.2万人

②障害児福祉手当 14,880円  
6.3万人

③特別児童扶養手当1歳 32,400円  
9.6万人

(注1) 支給者の人数については令和3年度末のものである。(注2) 支給総額は、令和4年4月以降の月額である。

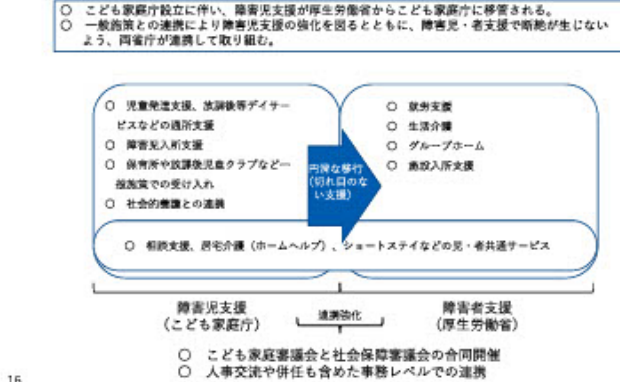


# シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 基調講演

## 療育手帳制度の概要

- 概要**  
知的障害児・者への一貫した指導・相関を行うとともに、これらに対して各種の補償措置を受けやすくするため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して、発達障害通知書、特定都府県又は児童相談所を設置する中核市の市長が交付する。  
 根拠：療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省児童第166号厚生事務次官通知)  
 ※ 本通知は、療育手帳制度に関する技術的助言(ガイドライン)であり、各都道府県知事等は、本通知に基づき療育手帳制度について、それぞれの判断に基づいて実施要綱を定めている。
- 交付対象者**  
児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して交付する。
- 障害の程度及び判定基準**  
 重度(A)とそれ以外(B)に区分  
 ○ 程度(A)の基準  
 ① 知的指数が75以下であって、次のいずれかに該当する者。  
 ○ 食事、着脱、排泄及び洗濯等日常生活の介助を必要とする。  
 ○ 異音、異臭などの問題行動を有する。  
 ② 知的指数が75以下であって、盲、ろうあ、肢体不自由等を有する者  
 ○ それ以外(B)の基準  
 重度(A)のもの以外  
 なお、交付自治体によっては、独自に重度(A)とそれ以外(B)を細分化している場合もある。
- 交付者数(令和3年度末現在)** (令和3年度福祉行政報告書)  
 1,219,089人(重度(A) 408,890人、それ以外(B) 784,179人)

## 子ども家庭庁設立に伴う障害児支援の強化と障害児・者連携の強化について

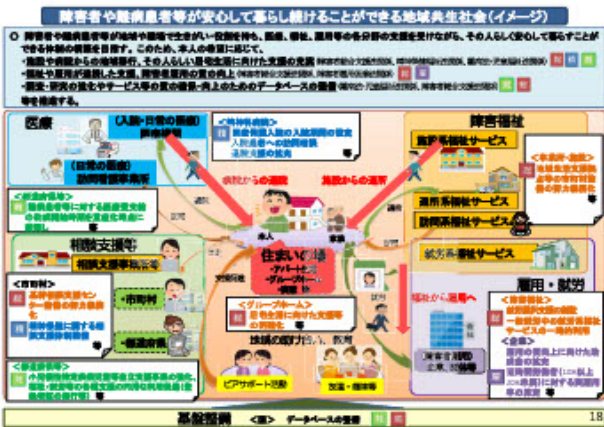


## 障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて(報告書)

令和4年6月13日  
 社会保障審議会障害者部会

### 12. 療育手帳の在り方について

- 現状・課題**  
 ○ 療育手帳は、現時点で法的な位置づけはなく、各自治体で自治事務として運用しており、自治体ごとに検査方法等の判定方法や、IQの上限値や発達障害の取扱い等認定基準にばらつきあり、手帳所持者が他の自治体に転居した際に判定に変更が生じる可能性や、正確な疫学統計が作成できない状況等が指摘されている。
- 今後の取組**  
 ○ 療育手帳制度の運用の地域差により不都合が生じることがないように、全国統一の運用を目指すべきという意見があることを踏まえ、国際的な知的障害の定義や自治体の判定業務の負担等を踏まえた判定方法や認定基準の在り方、比較的軽度な知的障害児者への支援施策の在り方、統一化による関連施策への影響及び法令上の対応等も含め、引き続き、令和4年度から実施予定の調査研究を蓄積に進める等、幅広く調査研究を続けるべきである。  
 ○ その際には、療育手帳制度に自治体や当事者等が幅広く関係していることを踏まえ、これらの関係者に調査研究や検討のスケジュールを示しながら、進めるべきである。



## 子ども家庭庁設立に伴う障害福祉施策の所管について

- 子ども家庭庁は、子育て支援関係の中で障害や発達に課題のある子どもへの支援を所管し、障害児の福祉の増進や保護の向上(障害児福祉サービス、医療的ケアへの支援等)を行う。
  - 厚生労働省は、障害者の福祉の増進や保護の向上(障害者に対するサービス、障害者と障害児を一体として支援する施策等)を行う。
- 子ども家庭庁設置法(子育て支援関係)  
 第1条 この法律は、子育て支援の一環として児童を育成するため、次に掲げる事項を定めることにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。  
 八 障児福祉の増進及び保護の向上に関する事項  
 十二 この法律の施行に関し必要な事項は、別に法律、政令、省令、省令等(以下「省令等」という。)の定めによる。  
 ○ 厚生労働省設置法(子育て支援関係)  
 第1条 この法律は、労働者その他の労働者の権利の保護、労働者の福利の増進及び労働力の増進を図ることを目的とする。  
 八十八 障害者の福祉の増進に関する事項  
 八十八 障害者の福祉の増進に関する事項



## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

### シンポジスト

藤崎 賢治

(札幌市子ども未来局児童相談所  
家庭支援課長)



よろしくお願いいたします。私、札幌市児童相談所家庭支援課長の藤崎と申します。本日は会場に行けず申し訳ございません。それでは私のほうから、本日のテーマである社会的養護と障害者施策の連携、互いの資源を活用し合うために何が必要かという視点で、札幌市児童相談所が取り組んでいる事業や事例を少しだけ紹介させていただきたいと思います。持ち時間 10 分ということでございますので、少し駆け足になるかもしれません。よろしくお願いいたします。

私のほうからは 4 点お話をさせていただきます。まずは札幌市児童相談所の概要です。札幌市児童相談所は人口 190 万人に 1 か所ですけれども、年々増加する相談件数等に対応するため令和 7 年度に第 2 児童相談所の開設を予定しているところです。職員数は、現在 163 名ですが、会計年度任用職員を加えますと約 300 人という大所帯になっています。相談件数は、令和 3 年度に 8,600 件を超えて年々増加傾向になっています。相談の割合は、虐待や家庭不和、保護者の傷病などでお子さんを家庭で養育できない、といった養護相談が約 6 割です。障害相談は 22 パーセントで、知的障害の相談、主に療育手帳の相談が主になっています。ご覧の通り養護相談と障害者相談の割合は大体 3 : 1 ぐらいです。ちなみに児童虐待の件数ですが、令和元年度以降、2,400 件を超え、相談件数全体の約 4 分の 1 を占めるに至っています。

私が所管する家庭支援課という課ですが、令和 3 年度に新設をいたしました。それまで在宅児童と措置児童

の支援を同じ係で担当していましたが、措置後の家庭復帰支援をきめ細やかに対応するというを目的に地域支援係を立ち上げまして、それに伴い里親担当、発達に心配のある児童をサポートする療育指導係、一時保護所、これを 1 つの課に整理いたしまして、会計年度任用職員を含めると現在職員は約 160 名に上ります。

続きまして事業の紹介です。発達に心配のある子どもの療育支援事業です。通称「さっぽ・こども広場」と言います。「さっぽ」というのは『札幌』と『サポート』するという意味を掛けています。平成 9 年度から実施し、今年度で 25 年を迎える息の長い事業です。こちらは乳幼児健診で言葉の遅れとか動きが多いなど、発達面で心配を指摘された親子が紹介されて、グループによるプレイセラピーを行っています。月 1 回、週 1 回の頻度でグループ分けをしまして、全市の児童会館や保健センターなどを会場に、約 60 グループを展開しています。登録数は約 1,200 人、スタッフは保育士と心理士が担当しており、発達検査や遊びを通して、見立ての中で保護者の悩みに応じつつ適切な進路選択を支援しているという業務です。

ちなみに過去 5 年間に紹介された社会的養護のケースの中で、里親の世帯、特別養子縁組の親子、母子生活支援施設の利用親子なども、このさっぽ・こども広場に参加をしてプレイセラピーを受けているケースがあります。また、保護者の中には、保健師の地区入手ケースが毎年全市の紹介数の約 1 割ほどいます。全市の紹介数が

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

約 700 名ですので、概ね 70 件ほどでしょうか。地区入手の理由もいろいろあり、DV、若年の保護者、精神的に不安定な保護者であるなど、関係機関と緊密な連携を必要とするケースが非常に多くあるため、子どもだけではなく、保護者へのより丁寧な関わりが必要と考えています。

次に、措置、一時保護中の障害福祉サービスの利用についてです。先ほど基調講演の中で、措置中であっても障害福祉サービスが利用できるというお話がありましたが、今年度、私どもの児童相談所で一時保護中の児童が障害福祉サービスを利用したケースがありました。お子さんは 12 歳の男の子で、軽度知的障害、虐待を受けて児童養護施設で生活をしているお子さんですが、衝動性の高さや奇異な行動、粗暴性が増して、その施設で継続が困難となり、改めて見立てを行ってほしいという内容で一時保護を行いました。一時保護を行った後は、他の子どもへの他害行為や多動が激しく、なかなか学習等の日課に取り組むことができなかった状況で、一時保護所の天井裏に入って出てこないこともありました。そのため、放課後等デイサービスの利用を開始して、子どもの日中の専門的な関わりを行いました。実際このサービスを利用してみると、日中活動で適切な関わりを行っていただいたので、帰ってくると子どもも精神的に安定をして、一時保護所内の活動がスムーズになり、最終的には児童養護施設に戻って、デイサービスを続けながら支援をしているという事例です。

最後は、障害児支援の強化に特化したフォスタリング機関の設置についてです。札幌市では里親を包括的に支援するフォスタリング事業を 3 カ所の法人に委託して展開しています。各法人の強みを生かして、乳幼児や障害児を委託する里親の支援に取り組んでいます。その中でも障害児を委託する里親を支援する機関、これを紹介します。令和 3 年度に厚生労働省の採択を受けて、障害児里親等委託推進モデル事業を実施いたしました。この目的は 3 つです。障害児を養育する里親の支援ニーズの把握、障害児通所施設の連絡調整、障害福祉サービスとの連携支援。このような点について調査したところ、委託を推進するための課題として 3 点浮かび上がりました。まず 1 点目はリクルートの課題。里親を開拓するリクル

ートの中で、障害児について触れられることが少なく、里親が障害児の養育イメージを持つことができていないといった課題です。2 点目は、里親登録研修の課題です。発達心理学などはコマに入っているのですが、障害福祉を具体的に教えるコマはなく、研修機会の不足が浮かび上がりました。3 点目は、マッチング、委託後支援の課題です。お子さんを委託する前の障害状況や里親に対する説明などが不十分であった点、委託後の里親の障害受容、福祉サービスに関する専門的な助言が不足しているなどの課題が浮かび上がりました。

このモデル事業の検証を受けて、今年度から本格的に、障害児を委託している里親支援に特化したフォスタリング機関を設置したところです。このフォスタリング機関は本日の助言者であります北川先生の法人、麦の子会さんをお願いをしています。このモデル事業の検証で浮かび上がってきた課題について改善を図ってまいりました。1 点目は定期的な説明会。障害児養育のイメージをきちんと持っていただくための説明会を充実させました。2 点目は研修科目に障害福祉を追加し、児童相談所などで実習を行うことができるようにしました。3 点目は、里親に委託する際のマッチングのほか、委託後の支援について障害児フォスタリング機関が積極的に関与することができるよう、進めているところです。

児童相談所では様々な要保護児童に関する相談を受けていますが、特に一時保護をした児童の多くは何らかの発達障害を抱えており、こうした児童の支援には先程事例で紹介させていただきましたとおり、障害児の支援に実績のある民間の社会資源と連携を図ることにより効果的な支援に取り組んでいるところです。

# シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何がなか～

令和5年3月12日(日)

## 第5回FLECフォーラム

### シンポジウム

「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道  
～互いの資源を活用し合うために何がなか～」

札幌市児童相談所家庭支援課長  
藤崎 賢治

はじめに

### 目次

- 1 札幌市児童相談所の概要
- 2 障害児者施策
- 3 措置/一時保護中の障害児者サービス利用
- 4 札幌市障がい児フostリング機関の設置

札幌市児童相談所の概要

### 人口と児童相談所について

札幌市は人口100万人を越え、現在10の行政区がある  
令和7年度に第二児童相談所を開設予定である

- 人口統計(令和5年1月時点)
  - ・総人口 1,959,512人
  - ・児童人口 257,236人
- 札幌市児童相談所
  - ・職員体制163人
  - ・令和7年度に第二児童相談所開設

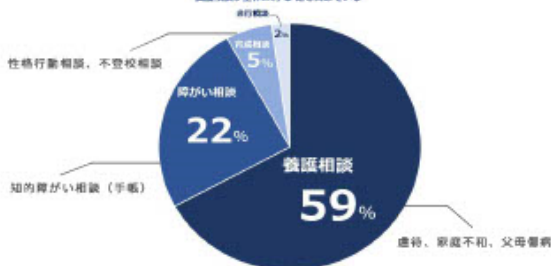


SAPP\_80

札幌市児童相談所の概要

### 相談件数について

令和3年度の相談件数は11,077件  
養護相談が全体の約6割を占めている



SAPP\_80

札幌市児童相談所の概要

### 家庭支援課の業務について

4係体制で職員数は47名(正職員)

- 地域支援係  
家庭復帰支援・家族再統合に関すること
- 里親担当係  
里親登録、里親家庭の支援に関すること
- 療育指導係  
発達に心配のある子どもの療育支援及び先天性障がい児の療育指導
- 一時保護一係(中高生男児)  
一時保護二係(中高生女児/幼児)  
一時保護三係(小学生男女)  
児童の一時保護、生活指導、行動観察等

SAPP\_80

障害児者施策

### さっぼ・こども広場

発達に心配がある子どもに対して、地域の会場で保育士等が遊びを通じて関わる療育支援

### ポイント

1. 各区保健センター(乳幼児健診など)からの紹介で利用
2. 子どもの発達状況等に応じて「月1さっぼ」から「週1さっぼ」へ
3. 里親家庭や養子縁組が成立した家庭も利用
4. 早期から親子支援を行うことにより、虐待防止等の観点から有効

### 特徴

- 保育士・心理療法士でスタッフを構成
- 心理療法士による発達検査を受けられる
- 各区の保健師と連携
- 「先輩保護者の話を聞く会」で備の繋がりが

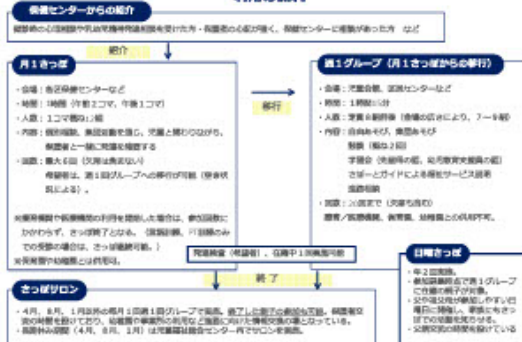
### 実績(R3年度)

- 保健センターからの紹介702件
- 月1さっぼ登録者901人
- 週1さっぼ登録者304人
- 相談数2,983件

SAPP\_80

障害児者施策

### 利用の流れ



SAPP\_80

措置/一時保護中の障害児者サービス利用

### 利用できるサービスの種類と費用負担

措置(要保)先により、利用できるサービスが異なる  
置換、施設費、処置費(以下、「置換等」という)や保護者の費用負担は負担とされる

	費用負担			
	措置ファミリーホーム	乳児院	児童養護施設	一時保護所/一時保護施設
障害児通所支援	○	○	○	○
養育介護、同行療養、行動観察、視察入院	○			
療育訪問支援、療育合宿 等	○			
認知療育支援、認知機能支援(1・2歳)	○		○	

※ 養育訪問介護、生活介護、認知療育支援、認知機能支援(1・2歳)は、1歳以上の児童について、児童相談所が認めた場合に利用可能

SAPP\_80

シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」  
～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

### 児童ノ一時保護中の児童福祉サービス利用

#### サービスの利用方法と利用状況

##### 利用方法

※ 札幌市の場合

- STEP 1 児童福祉が担当科への申請
- STEP 2 児童福祉が児童ノ一時保護所へ児童福祉の自立支援計画を作成
- STEP 3 児童福祉が児童ノ一時保護所の職員と連携し、計画を作成
- STEP 4 児童ノ一時保護所からサービス事業者へ依頼
- STEP 5 サービス開始

##### 利用状況 (R3年度)

単独サービス利用児童数

サービス種別	人数
児童福祉	27人
児童ノ一時保護所	27人
児童ノ一時保護所	27人
児童ノ一時保護所	27人
児童ノ一時保護所	27人
児童ノ一時保護所	27人
児童ノ一時保護所	27人
児童ノ一時保護所	27人
児童ノ一時保護所	27人
児童ノ一時保護所	27人

※ 連携サービス利用児童数

サービス種別	人数
児童福祉	27人
児童ノ一時保護所	27人
児童ノ一時保護所	27人
児童ノ一時保護所	27人
児童ノ一時保護所	27人

SAPP\_R0

### 札幌市障がい児フォスタリング協議会の概要

#### 札幌市障がい児フォスタリング機関の特徴

札幌市では令和4年度に民間フォスタリング機関を3か所設置し、うち、2カ所を協議会とし、札幌市と連携して障がい児のフォスタリング機関とした。



リクルート

定期的な説明会を開催。障がい児の養育についてイメージを持ってもらう工夫したり、障害福祉サービスの特長ができることを説明。



継続研修研修

研修科目に「障がい福祉」を追加し、養育実習は児童福祉科、障がい児福祉課連携センターで開催。



マッチング、委託後支援

フォスタリング機関が中心となり、養育開始に際し、児童福祉科、児童福祉課と連携し、障がい児の養育について打合せ、養育開始後も継続的に支援するなど、包括的にサポート。

SAPP\_R0

### 児童ノ一時保護中の児童福祉サービス利用

#### (事例) 一時保護中の児童がサービスを利用したケース

◎ 児童の概要

- ・ 12歳 / 男
- ・ 軽度知的障がい、被虐待児、改訂版鈴木ビネー検査IQ:55
- ・ 児童養護施設で生活していたが、衝動性の高さ、奇異な行動、粗悪性が増し、措置継続が困難となり一時保護となった。

◎ 利用の理由

- ・ 一時保護所内で他児への被害行為や多動が激しく、本人も他児も学習や日課に取り組むことが難しくなった。
- ・ そのため、日中に「放課後等デイサービス」への通所を開始。
- ・ 週5日、9時30分～16時00分（送迎あり）

◎ 利用の効果

- ・ 本人の状況や特性に合わせてプログラムを実施し、継続的な日中活動が可能となった。

SAPP\_R0

### 札幌市障がい児フォスタリング協議会の概要

#### 障がい児の家庭養護の推進

全管内に社会的養護を必要とする障がい児が継続的に増加している。障がい児の多くは施設で生活しており、施設養育中心となっている。

◎ 社会的養護を必要とする児童のうち、養育のある児童の割合

年度	割合
令和2年度	29.6%
令和3年度	24.8%
令和4年度	26.1%
令和5年度	30.7%
令和6年度	33.2%
令和7年度	36.5%
令和8年度	40.1%
令和9年度	44.3%
令和10年度	49.2%
令和11年度	54.8%
令和12年度	61.1%
令和13年度	68.3%
令和14年度	76.5%
令和15年度	85.8%

◎ 養育のある児童数

年度	児童数
令和2年度	120
令和3年度	150
令和4年度	180
令和5年度	210
令和6年度	240
令和7年度	270
令和8年度	300
令和9年度	330
令和10年度	360
令和11年度	390
令和12年度	420
令和13年度	450
令和14年度	480
令和15年度	510
令和16年度	540
令和17年度	570
令和18年度	600
令和19年度	630
令和20年度	660
令和21年度	690
令和22年度	720
令和23年度	750
令和24年度	780
令和25年度	810
令和26年度	840
令和27年度	870
令和28年度	900
令和29年度	930
令和30年度	960

SAPP\_R0

### 札幌市障がい児フォスタリング協議会の概要

#### 障がい児受託等委託推進モデル事業

令和3年度に厚労省の委託を受け、モデル事業を実施。本事業は、札幌市内の社会福祉法人の子会に委託した。

##### 主な実施内容

1. 障がい児を養育する里親等の支援ニーズの把握の取組み
2. 障がい児通所施設との連携体制の取組み
3. 障害福祉サービスとの連携支援

##### 委託推進の課題

- ① リクルートの課題  
リクルートの中で、障がい児について触れられることが少なく、障がい児の養育についてイメージを持っていない。
- ② 継続研修の課題  
施設研修の「障がい福祉」、「児童福祉」の中で障がい児の養育に関する研修が少なく、「障がい福祉」を体系的に学ぶ機会が少ない。
- ③ マッチング、委託後支援の課題  
委託前の児童の障がいの状況や障がいのニーズについて、委託に対する理解が不十分。事後アセスメントが実務の割合が多い。委託と委託先児童福祉の障がい児や養育機関との連携は、委託の自主的取り組みに委ねられている。

SAPP\_R0

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

### シンポジスト

下川 陽子

(社会福祉法人麦の子会

子ども家庭暮らし部門サブディレクター、  
ファミリーホームミモザ 養育者)



こんにちは。社会福祉法人麦の子会の下川陽子です。児童発達支援センターで働いたあと、里親をして、今は2年ほど前からファミリーホームで養育者をしています。現在は6人の子どもたちと一緒に暮らしています。今日はとても緊張していますが最後まで発表していきたいと思しますので、よろしくお願いします。

では麦の子のことを簡単にご紹介します。妊娠期からの支援として、妊娠 SOS が妊婦さんと赤ちゃんを支えています。幼児期の支援は児童発達支援センターと児童発達支援事業と保育園があります。学童期の支援は放課後等デイサービスが担っています。働いているお母さんのために日中一時支援事業、子育てを応援するためのショートステイや、ホームヘルパーも行っています。社会的養護の必要な子のためには、ファミリーホームが4つあり、里親さんも含めると52名の子どもたちが暮らしています。成人期もありまして、生活介護事業、就労、グループホーム、12カ所あって、皆さん地域で暮らしています。先程藤崎さんもおっしゃっていましたが、障害児のフォスタリング機関も行っています。

先程も少し触れましたが、麦の子には現在52名の里子さんが暮らしています。皆さん療育手帳を持っている子がほとんどです。その52名の里子さんたちは、この写真に写っているように、自閉症、ダウン症、医療的ケア児のお子さんがいます。子どもたちが麦の子に通っていて卒園した、障害を持った子どものお母さんたちが里親となって子どもたちと一緒に暮らしています。里親制

度というのがあまり馴染みがない地域や方々もいると思うんですが、麦の子ではおばあちゃんが育てている子がいるんですが、ある日そのおばあちゃんに怒られたその子は、もうこんなだったら麦の子先生の里子になると言って、子どもも里子、里親ということを感じているなというエピソードでした。

トラウマ経験を持って子育てをしているお母さんの中には、重篤な性被害やお母さん自身の発達障害が子育てしてから分かったということもあります。自分で育てたい、でもフラッシュバックしてパニックになって子どもを受け入れられなくなってしまう。家事まで追いつかない、上手くいけなくイライラして怒ってしまう。安心した環境にしてあげられない、というお母さんの、子どもはかわいい、でも自分ではとても育てられないという苦しみ声もあります。そのため里子になってもお母さんが暮らしている同じ地域でそのまま生きていけるようにということで、もともと私も里親でしたが、ファミリーホームとなり、そのお子さんが里子となって現一緒に暮らしています。児相の許可を得て、行事にお母さんと私も一緒に参加したり、お泊まり会の荷物を、お母さんと2人でその子の荷物を用意したりと、里親と実親さんという関係ですが、共育てをしています。こちらのパワーポイントはご覧ください。

この図を見てお分かりいただけるように、里親家庭、ファミリーホームを中心に、地域の中で子どもも里親さんも孤立しない暮らしをチームで支え合っています。休

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

日にはみんなで集まって海や山、あとは公園に行ってみ  
んなで遊んでいます。子育てしているお母さん、お父  
さん、里親さんもかけられる 24 時間の緊急携帯がありま  
す。イライラしたら、そのときには子どもに向かわない  
で緊急携帯に電話、ということが合言葉のようになって  
います。

ところで皆さん、児童発達支援センターと私は先程か  
ら話していますが、児童発達支援センターというのを知  
っていますか？児童家庭支援センターではありません。  
児童発達支援センターは、子どもたちの発達支援、あと  
は家族支援、地域支援、幼稚園や保育園など、子どもた  
ちの支援機関に出向いて支援を行っています。一昨日も  
児童家庭支援センターのお話があったと思うんですが、  
やっていることが似ているなと思った方もいると思いま  
す。私もとても思います。これからもっと連携して、仲  
良くやっていけたらいいなと思っているので、よろしく  
お願いします。

麦の子には医療型児童発達支援センターと、福祉型児  
童発達支援センターがあります。支援の内容は、幼児期  
は人生の土台なので、人を信頼することを大切にしてい  
ます。障害のある、発達に心配のある子、愛着形成に課  
題を抱えている子、様々な障害のある子が通園してきて  
います。それぞれの子どもの障害特性や発達に合わせた  
支援を行っています。トータルにアセスメントをして支  
援を行っています。幼児期だけではなく、思春期の支援  
も大切で、孤立させたり自己肯定感が下がらないように  
放課後等デイサービスで子どもたちの今と未来のために  
支援を行っております。子どもたちが通う地域の小学校  
に放課後等デイサービスの先生たちが支援に入っていま  
す。この麦の子の地域の小学校の生徒数の 3 分の 1 が麦  
の子の卒園児です。日々子どもの声を聞くことは大切に  
していますが、大人になった子どもたちの声を聞く機会  
を持っています。その声は厳しく、もっとこうあったほ  
うがよかった、という子どもたちの声から、私も反省し、  
大人になって自分の意見を言える子どもたちの声を聞き  
ながら、自分たちの支援を振り返り、実践しています。  
言ってくれる彼らの意見を反映して実践を振り返ること  
はとても大切なことだと日々感じています。

子どもを中心にしたトータル支援は発達支援、家族支

援、地域支援、社会的養護、継続的支援へと広がってい  
ます。新たな事業として、去年から妊娠 SOS 相談、障  
害児フォスタリング事業もスタートしております。やり  
ながら考え、できるのを待っているのではなく、走りな  
がら知識や専門性を身につけていく、という中で今があ  
ります。なので、職員も途中から大学院に行ったり、研  
修を受けたりしています。

麦の子は障害児支援を中心に、障害のある子ども、社  
会的養護が必要な子どもを支援してきました。そして家  
族への支援は障害のある子を育てているお母さんや、病  
気や障害があったり、虐待を受けてきた保護者、DV の  
被害にあった方、また里親さんも対象に、自然なかたち  
で支えてきています。

4 月からこども家庭庁になるので、さらに分断した支  
援ではなく、子どもがどんな状況になっても社会が温か  
くつつんでいくために連携し、連続した子育て支援が求  
められます。子どもたちが何歳になっても孤独になら  
ない、継続したサポートを行うためには日頃から顔の見  
える連携が重要になってくると思っています。

里親になり、今まで私は全員で 8 名の子どもたちと暮  
らしてきました。その中の 2 人の子の言葉をお伝えした  
いと思います。少し見て分かるように長いのですが、私  
たち大人が職種の垣根を超えて手をつなぎ、そして子ど  
もたちと手をつなぐことを諦めてはいけないことを教え  
てくれる言葉だと感じていますので、読んでいきたいと  
思います。麦の子に来たきっかけは、最初は不登校だっ  
たので、午前からの放課後等デイサービスに月に 1 回か  
ら 2 回通っていた。小さい頃から家庭で暴力をして、家  
族から厄介者扱いをされて、何度か一時保護になってい  
た。自分だけ悪者にされるから、さらにイライラして暴  
力が止まらなくなった。一緒に暮らせないとされた。  
児童相談所の一時保護施設に行った。麦の子の放課後デ  
イにもともと少しだけ通っていたから、児相の人から麦  
の子の職員の里親さんの家の里子になると話があって、  
里子になることになった。そのときはなんとかまた嘘を  
言って家に戻してもらおうことばかり考えていた。成功し  
たことがあったから。里親さんと暮らして 1 カ月ぐら  
いして、その考えはだんだんなくなった。安心できる暮ら  
しだったから。その後、中学 3 年のとき、特別支援学級

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

の担任から、あなたの将来のためには特別支援学校高等部が合っている、と当たり前のように勧められた。自分のことを勝手に決められている感じがした。そんなとき、悩んでいた。イラスト関係の専門学校に行きたい夢があるのにな。一度だけ言ってみただけ、先生は聞いてくれなかった。否定された。そんなときにママが私の気持ちを担任の先生にはっきり言ってきて、普通高校に進学することができた。ママみたいに代わりに言ってくれる人がいなかったら、あのまま先生に決められた特別支援学校に行っていたと思う。高校はもちろん大変だった。勉強も分からないことばかり。人間関係も上手くいかない。でも学校が終わって放課後等デイサービスに通って、勉強はもちろんだけど学校の愚痴を聞いてもらえた。心が軽くなって、次の日もまた学校に行けた。小さい頃からの虐待のトラウマもたくさんある。こう見えて結構手がかかる子どもだと思う。それでも里親さん、児相、放

課後等デイ、学校の先生、病院の先生など、いろんな人たちに支えてもらった。自分は親元で暮らせなかったの、社会的養護になって、療育手帳を持って、トラウマもあったけど、支援のおかげで3月に調理の専門学校を卒業、就職するという今がある。大切な友達の力も大きい。孤独にならずに済んだから。

今回 FLEC フォーラムで前に話してくれたこの言葉を発表してもいいかな?と聞くと、うん、いいよ、と OK をくれました。私は子どもたちの言葉から本当にハッとすることが多いです。何歳になってもこの子たちが孤独や絶望を感じないで、安心して暮らせるように、いろいろな人と手をつないでいきたいと思っています。

1 人の子どもを育てるには村中の大人の知恵と力と愛が必要。アフリカのことわざです。皆さんで手をつないでいきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。



# シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何がなか～

子ども達が将来への希望をもって生きていくには  
～子ども達と暮らし見えたこと～



社会福祉法人愛の子会  
子ども家庭暮らし部門  
下川 陽子

## 地域で子ども達が暮らすために

・むぎのこを利用している社会的養護の子どもたちの暮らしている背景

○むぎのこの通園児で、支援の必要性をキャッチしたことも

○お母さんがトラウマ逆境体験がある中、子育てをされていることがむぎのこに来てからわかった。実は多くのお母さんがトラウマ経験を持って子育てをされている。

○児童相談所からの委託（施設から移ってきた子等）その他、保健センターから要支援家庭で心配のある子ということで紹介から。

## 社会福祉法人愛の子会概要



1983 (58) 年 設立  
1996 (H 8) 年 法人認可



☆成人部門 (1日別居者 80名)

- ・ジャンプレッツ (奉養部) 2021(H15)年開設
- ・生活介護事業 (24名) 認知症移行支援事業 (4名)
- ・スワフ 在宅介護 (20名)
- ・障害者生活介護事業 (20名)
- ・トリニティ 生活介護事業 (25名)
- ・グループホーム 12名 51名

☆ファミリーホーム

- ・ガブリエルホーム (6名)
- ・ペーブルホーム (6名)
- ・グレイプ (6名)
- ・ミモザ (6名)
- ・一時保護者付施設ティンカーベル (6名)
- 女にんしん505

☆子ども発達支援部門 (2021年4月開設)

- ・むぎのこ 発達障害児支援センター (10名)

☆むぎのこ 発達支援センター (10名)

- ・むぎのこ 発達支援センター (10名)

☆児童発達支援事業 (10名)

- ・むぎのこ (1名) センター (1名) スタディ (1名)
- ・プレイ (1名) ショッピング (1名) ライオン (1名) 暮らし (1名)

☆児童発達支援サービス (11名)

- ・ムネモト (1名) フォイ (1名) ココ (1名) ライオン (1名)
- ・グループ (1名) スター (1名) ライオン (1名) アップ (1名)
- ・グループ (1名) アップ (1名) ライオン (1名) アップ (1名)
- ・グループ (1名) アップ (1名) ライオン (1名) アップ (1名)

☆自立一人暮らし 自立中心 (10名)

- ・自立一人暮らし (10名)

☆むぎのこ 発達支援センター

- ・むぎのこ 発達支援センター (10名)

☆グループホーム

- ・グループホーム (10名)

☆一時保護者付施設

- ・一時保護者付施設 (10名)

## 社会的養護の必要な子の支援

- ・里親ファミリーホーム 定員6名×4カ所
- ・登録里親 31名
- ・子ども 52名 (里親委託児 28名・FH委託児 24名)
- ・一時保護委託児 2名 (2023. 2月現在)

- ・乳幼児～専門学校生まで：ほとんどが発達に心配のある子ども
- ・被虐待児 ・知的障害児
- ・自閉症児 ・発達障害児
- ・摂食障害 ・愛着障害



## 障害児×社会的養護の取り組み

<妻の子会にいる黒子 (命52名)>  
乳幼児～専門学校生まで、ほとんどが発達に心配のある子ども  
(全部の児童相談所委託)

○児童相談所は、家庭訪問の場面で子どもの発達状況を把握し、連携を行うことができる

○児童相談所は、平均2ヶ月程度の1.2.0%から、平均2ヶ月未満 0.2.2.0% 上昇

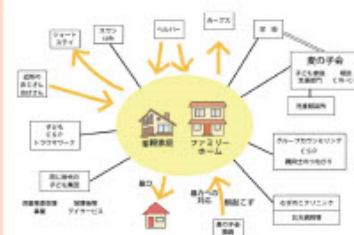
年度	児童相談所		児童相談所		合計	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
令和2年度	18,115	100.0	1,100	6.1	19,215	100.0
令和3年度	18,000	100.0	1,200	7.0	19,200	100.0
令和4年度	18,000	100.0	1,300	7.2	19,300	100.0
令和5年度	18,000	100.0	1,400	7.8	19,400	100.0
令和6年度	18,000	100.0	1,500	8.3	19,500	100.0
令和7年度	18,000	100.0	1,600	8.9	19,600	100.0
令和8年度	18,000	100.0	1,700	9.4	19,700	100.0
令和9年度	18,000	100.0	1,800	10.0	19,800	100.0
令和10年度	18,000	100.0	1,900	10.6	19,900	100.0

## むぎのこの社会的養護の必要な子の支援

地域に住んでいる  
いろいろな困り感の  
ある子どもと家族と共に

## 里親さんファミリーホームへの支援

「抱え込まないことが専門性」をモットーに



## 社会的養護の必要な障害のある子どもと里親さん



24時間緊急携帯  
育児の  
大変さを支える



札幌市連立会でも開った時に  
里親さんが連絡し相談出来る  
緊急電話での対応がある。

むぎのこの里親さんたちへの支援  
・無料グループ  
・ボランティアでレスパイトしあう  
・土日祝日など一緒に集、山、公園へ遊びに



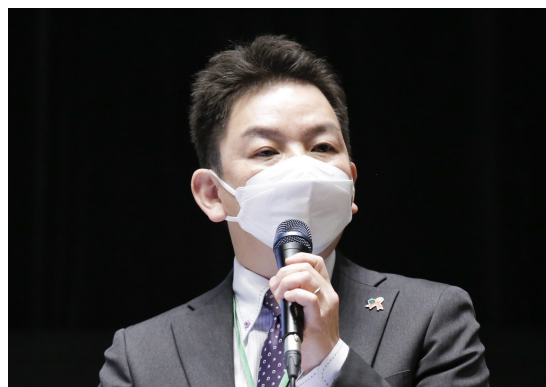


## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

### シンポジスト

津田 克己

(児童家庭支援センターしらゆり センター長)



皆さんこんにちは。児童家庭支援センターしらゆりのセンター長の津田と申します。よろしくお願いたします。私はもともと障害者の支援施設で働いていて、障害のある方がその地域でグループホームに暮らすことや、仕事に就くことを支援しておりました。30代半ばで転職をし、社会的養護、児童養護施設の児童指導員になりまして、そのあと基幹的職員、里親支援専門相談員を経て、今は児童養護施設の施設長と、児童家庭支援センターのセンター長をしております。本日は、児童家庭支援センターしらゆりの実践から社会的養護と障害児者施策の連携と協働ということを考えていきたいと思っております。

児童家庭支援センター、ご存知の通りだと思いますが、地域、家庭だけではなく、市町村や児童相談所からの委託なども受けて子育ての相談に対応するセンターです。里親やファミリーホームへの支援も行っています。その中で、関係機関との連携や連絡調整というのが非常に大事になってきます。自分たちのところだけで解決していくのではなく、つながりながらいろんなことを一緒に考えていく、またその中で必要なものがなければ作り出していくといったソーシャルアクションも含めたソーシャルワーク機関となっております。

児童家庭支援センターしらゆりは神戸市北区にあります。六甲山の西の端で雪が積もります。そんな場所です。もともとは児童養護施設と同じ敷地にありましたが、2年ほど前に区役所のある駅から徒歩3分くらいのところに引っ越しました。区役所は駅ビルの中にあります。われわれが出ていきやすく、というのはもちろんですが、

利用者が来ていただきやすくなるために移りました。右の写真の下、児童家庭支援センターと相談支援事業所、つまり障害児者の計画相談をする事業所が同じフロアにあるというかたちをとっております。中には相談室や心理療法室がありますが、決して通所していただくことをメインにはしておらず、どんどん外に出ていく、アウトリーチをする。そういうことを中心にしています。ですから電話相談と訪問の件数は同じくらいになっています。

私が所属する社会福祉法人 百合学園には、社会的養護の施設として児童養護施設と児童心理治療施設とがあります。それ以外に障害福祉サービスの事業所もたくさんあります。私は法人内でサービスを完結させるとはあまり思っておりません。その子やその家庭に必要なものを外部も含めてつなげていくというやり方をしています。主な業務については家庭支援になりますが、その右側の緑色の支援者支援に力を入れています。保育園の巡回や児童館の巡回をしたり、子ども食堂の巡回をしたり、福祉施設の職員研修の講師をしたりして、支援をしている方たちに対して何かできないか。それによって家庭にかかわる支援者の裾野を広げていくことができないか、ということを考えています。それから下の紫のところですが、神戸市には今3つ児童家庭支援センターがありまして、法人が違って協力し合っ一緒に動こうということで、研修を一緒にしたり、一緒にイベントをしたり、実務者会を作ってみんなで一緒にいろんなことをしたりするということも大事にしています。

次は当センターの実績です。相談件数のうち障害相

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

談の件数は2割弱ぐらいですが、実際は虐待相談のケース、養護相談のケースや育成相談のケースで知的障害や発達障害があるというお子さんもかなりいて、実際のところは4割ぐらいは障害のあるお子さんが利用されている現状になっています。それから、これは全部ではないんですけど、色々な関係機関とつながっていますということです。一番上のブロックは役所とか社協ですね。2番目は児童福祉施設で、その次が学校関係、次が障害福祉サービス。それから地域の子ども食堂や学習支援など、そういったところともつながって、子ども、家庭に寄り添っていこうということをしています。

社会的養護と障害児者施策をつないでいく例です。保育園や児童館の巡回では、発達が気になる子どもへの関わり方の助言をして欲しいと園から依頼があります。そのときに、私は必ず子どもと関わらせてくださいとお願いし、書類だけの対応はせずに、午前中は子どもたちと一緒に関わらせてもらい、午後から職員とカンファレンスをするというかたちで子どもを見て進めるということを大事にしています。その中で、ちょっと発達が気になるケースがあったとき、家族の理解が得られれば園の懇談のときに同席させていただいて一緒に話をし、一緒に考えていきたいと思いますと理解を促していくというようなことをします。そのような中で、役所につなぐこともあります。いろいろ聞いていくと家庭状況に課題がある場合もありまして、要対協につなぐこともあります。そういうことをしながら、児童相談所や病院で診断を受け、診断がつくということになれば障害福祉サービスの利用につないでいきます。、こういったときに単にバトンを渡していくというかたちではなくて、一緒に動いていくことが必要かと思えます。関係機関が協力し、一緒にお神輿を担ぐようなイメージです。もし障害福祉サービスを利用するとなったときに、見学と一緒にいくといったことも進めています。

次の例は指導委託です。児童相談所から委託された中学生のケースです。委託があって、家庭とつながります。それから学校、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーなどともつながっていきます。障害のある子なので、療育手帳やその他の申請などもあり区役所とつながります。病院に通院している子は病院ともつ

ながります。それから先ほどの例と同じですが、障害福祉サービスの事業所にもつなげていきます。そういう中で、例えば進学となり、特別支援学校の高等部を希望していれば、見学と一緒にいたり、情報提供をしたりしています。このようなかたちで、子どもたちと関わることを中心にしながら、家庭とつながる色々な関係機関とつながり、一緒に動いていくというのが児童家庭支援センターでの業務の進め方です。

そのときに、社会的養護と障害児者の施策ではそれぞれ持っている専門性というか、メガネが違うのかなと思っています。社会的養護の場合は下の右の2つですね。アタッチメントやトラウマを中心に見ている、ここが得意だと思います。障害の場合は上の発達や、感覚の過敏と鈍麻、そういったところが得意なのだと思います。これをお互いに学び合う、そして尊重し合うということ。色々な眼鏡がかけられるようになっていく、それをするために一緒に動くということが非常に大事なのではないかと考えています。そういったことを進めていく例ですが、当法人の研修体系には分野に関わらず共通して学ぶ事項の中に、発達や障害、虐待の項目を含んでいます。それから制度ですね、保育や社会的養護、障害福祉、それをどの分野の職員も学ぶ仕組みを作り、それらの橋渡してみたいなことができるような職員の育成を目指しています。

最後になりますが、社会的養護と障害児者の分野は縦割りになってしまうやすく、別々のものになっていきやすいです。保育や教育もそんなふうになっていきやすいと思っています。これを1つの枠のところで、子育てというのをキーワードにして、社会的養護や障害福祉というよりは、子育てというところで議論をし、一緒に動いていくということが必要になると思います。そのためには関係機関がまずはつながることですが、つながるだけではなく、それぞれの専門を知ることや学ぶことを一緒に動いていく。役割分担はするが、先ほど言ったバトンタッチではなく、一緒に動いていくということを通じて、それぞれを尊重し合うことが必要になるのではないかなと思います。

以上で発表を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

# シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何がなか～

第5回 FLECフォーラム クロージングシンポジウム  
「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道  
～互いの資源を活用し合うために何がなか～」

## 児童家庭支援センターしらゆりでの実践より

2023年3月12日(日)  
社会福祉法人 白百合学園  
児童家庭支援センターしらゆり  
センター長 津田 克己

## 社会福祉法人 白百合学園での実施事業

- ・児童家庭支援センターしらゆり
- ・児童養護施設 グイン・ホーム(定員30名)
- ・児童心理治療施設 しらゆりホーム(定員30名)
- ・鈴蘭台しらゆり保育園(定員50名)
- ・相談支援事業所しらゆり
- ・児童発達支援センター しらゆりフレンドリークラブ(児童発達支援 定員12名、放課後等デイサービス 定員10名)
- ・児童発達支援センター しらゆりフレンドリークラブひがしなだ  
(児童発達支援 定員10名、放課後等デイサービス 定員10名、生活介護 定員12名、短期入所 定員20名、日中一時支援 定員1名)
- ・障害者支援施設 アリス・エリザベス・ホーム  
(施設入所支援 定員40名、生活介護 定員60名(入所40名+通所20名)、就労継続支援B型 定員10名、短期入所 定員40名、日中一時支援 定員13名)
- ・共同生活援助 エリザベス・グレイスホーム(5か所 定員21名(5名+4名+4名+4名+4名))



## 〇児童家庭支援センターの基本的あり方 (児童家庭支援センター設置運営要綱より)

- ①地域・家庭からの相談に応ずる事業
- ②市町村の求めに応ずる事業
- ③都道府県又は児童相談所からの受託による指導
- ④里親等への支援
- ⑤関係機関等との連携・連絡調整

児童家庭支援センターはソーシャルワーク機関である

## 児童家庭支援センターしらゆりで実施している主な業務



## 児童家庭支援センターしらゆりについて

### 〇事業概要(2022年4月1日現在)

実施事業 児童家庭支援センターしらゆり  
実施場所 神戸市北区鈴蘭台東町1丁目8-1 扇野ビル2階  
職員体制 センター長 1名、  
相談支援担当職員 2名、心理療法等担当職員 1名



### 力を入れていること

- ・家庭支援と支援者支援
- ・その中で虐待防止・対応、療育指導を中心に実践をすすめる
- ・1人ひとりのこども・家庭・支援者に「ていねいにかかわる」



## 児童家庭支援センターしらゆりでの相談実績

〇2022年度

	相談 件数 (件)	保護	障害	非行	育成 その他 不登校 適性	しつけ	いじめ	DV	その他	合計 (件数)	実人数 (人数)	
一般相談	728 (605)	55	330	1	555	80	0	35	0	29	1,813	226
指導委託	2	(2)			4						286	6
施設付児童見守り支援	5	(5)									113	5
合計											2,212	237

〇2023年度(4月～1月)

	相談 件数 (件)	保護	障害	非行	育成 その他 不登校 適性	しつけ	いじめ	DV	その他	合計 (件数)	実人数 (人数)		
一般相談	503 (346)	4	236	0	450	119	0	6	2	0	6	1,326	182
指導委託	5	(3)			4						676	9	
施設付児童見守り支援	6	(6)									183	6	
合計											2,185	197	



## 社会的養護と障害児・者施策をつなぐ実践

### 〇関係機関との連携

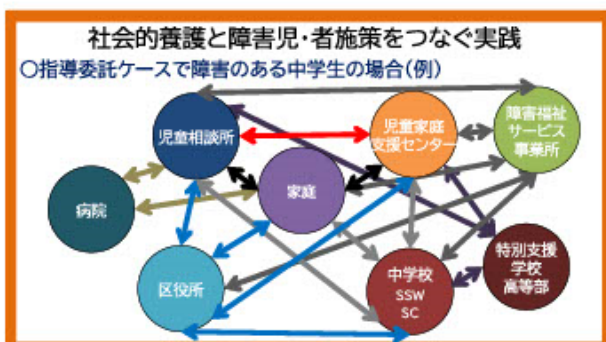
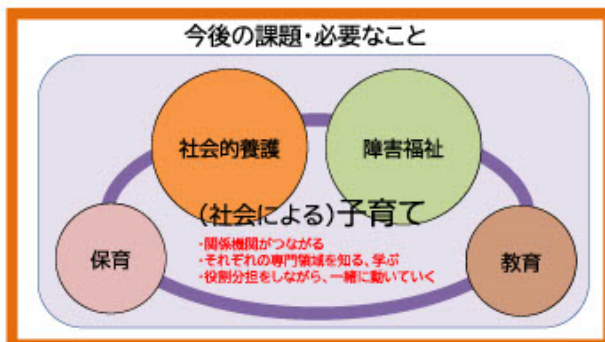
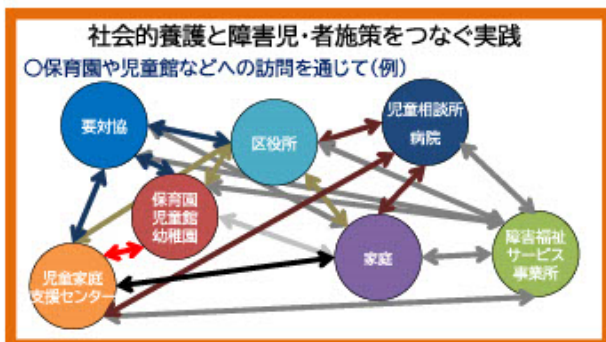
神戸市家庭支援課、神戸市こども家庭センター、神戸市総合療育センター、神戸市こども・若者ケアラー相談窓口、神戸市ひきこもり支援室、各区保健福祉課、神戸市・各区社会福祉協議会、こうべ若者サポートステーション

保育園、児童館、学童保育コーナー、児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、自立援助ホーム、母子生活支援施設、児童家庭支援センター)、里親会、ファミリーホーム

幼稚園、小学校、中学校、高校、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー  
相談支援事業所、障害福祉サービス事業所(訪問介護、訪問看護、児童発達支援、放課後等デイサービス、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、共同生活援助など)、しごとサポート、ハローワーク神戸

こども食堂、学習支援を行う場所、民生委員、主任児童委員 など

シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」  
～互いの資源を活用し合うために何が必要か～



ご清聴ありがとうございました



社会的養護と障害児・者施策をつなぐ実践

・職員育成のうち研修について

- 法人研修・・・法人研修委員会を設置し、体系化している。  
分野にかかわらず共通して学ぶ事項の中に発達や障害、虐待についての項目が含まれている。  
保育、社会的養護、障害の分野それぞれの制度についての項目。  
教わった職員が次は講師になり、教えられるようになる仕組み作り。
- 施設(センター)内研修・・・ソーシャルバダゴジー、アタッチメントやトラウマなどについて学べるようにしている。
- 神戸市の児童家庭支援センターでの合同研修・・・新任職員研修の実施。  
また、合同研修として、職員から希望を取りソーシャルワークや必要な知識・技術について学べるようにしている。

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

### シンポジスト

中村 賢司

(社会福祉法人大洋会

児童家庭支援センター大洋 所長)



皆さんこんにちは。岩手の大船渡にあります児童家庭支援センター大洋から来ました中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は一昨年末まで障害者福祉分野で仕事をしておりましたが、法人の異動に伴いまして、児童養護施設大洋学園、そして児童家庭支援センター大洋の施設長として勤務しております。このような会場でお話するというのは今回が初めてですし、このように知識豊かな皆さんの前でお話するというのは大変緊張しております。あと私滑舌があまりよくないものですから、お聞き苦しいところがあるかと思っておりますけれども、ご容赦のほど、よろしくお願いいたします。それでは内容についてご説明していきたいと思っております。

内容はこういうかたちになっております。まず大洋会、私たちの法人についてご説明させていただきたいと思っております。昭和30年に養護施設、大洋学園が開園いたしました。それ以来、障害者の授産施設、現在B型事業所と言いますが、こちらのほうで開設したり、あとは障害者のデイサービスセンターや相談事業ほか、多くの施設を開設してまいりました。特にB型事業所が圏域の中に5カ所ありまして、障害の特性に合わせて作業等を実施しているというような状況になっております。

あとは法人内の運営している事業になりますけれども、こういうふうなかたちになっております。職員数は260名ほどおります。毎年職員の異動等も実施されておりますし、また職員交流会や全体研修会などを実施して、法人の方向性、あるいはそれぞれの施設の取り組みについて職員が相互に理解する機会も設けていたんですが、

私たちの活動地域は、昨日発生から12年経過しましたが、東日本大震災の被災地域ということになりますので、震災以降、その取り組みというのが実施できないのが現状でございます。

続きまして2番の児童家庭支援センター大洋の活動地域ということになりますが、岩手県の大船渡市というところで活動しております。あとは陸前高田市ですね。ここも一本松で有名になっておりますけれども、そことあとは住田町という2市1町。ここを気仙圏域というか、気仙地域と呼んでおりますけれども、岩手県には児童相談所が3カ所ありますけれども、気仙圏域の管轄児相、そこには片道1時間ぐらいかかるという状況になっておりまして、私たちのほうか児相の補完的な役割を担いながら、地域の支援が必要な児童福祉に関わる相談援助を行っているという状況になっております。

私たちのこの気仙地域というところは、岩手県広いんですけども、県南の沿岸部、青い枠になっているところなんです。赤い枠になっているところが児相のある一関市ということです。隣り合っているんですけども、移動時間が2時間かかるというところなんです。あとは盛岡市と宮古市にありますけれども、どこも2時間以上の時間が必要になります。大船渡市、陸前高田市、住田町合算で、現在5万6,331名住んでいるということですが、気仙圏域の人口の推移ということで、震災の影響等もあると思うんですけども、もともと人口減少地域でして、年間この圏域で大体900名程度の人口減少率ということになっております。子どもの数もだいぶ激減



## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

しているというような状況です。

3 番目、児童家庭支援センター大洋の取り組みでございます。先程津田先生のほうからもお話あったと思いますけれども、私たちのところでも家庭訪問を中心にして相談体制をとっているというのが特徴でございます。また心理士を配置しているということで、行政のほうに心理士がないものですから、巡回相談等のサポートを行うという、そういう機会も多くございます。地域担当制を実施しておりまして、相談員が行政、施設、また地域で関係している皆さん、そういった方たちとの信頼関係を深め、真につながりやすい体制をとれるように対応しているということでございます。

そして真ん中に、障害診断名があってもなくてもということで、児童家庭福祉に関わる相談機関、あとは専門的な機関として地元根づいた活動を行っております。うちの子が発達障害かどうか、あるいは病院に行ったほうがいいのかと言われたとか、そういったふうに障害への抵抗感、あるいは障害を受け入れにくいという状況にある親御さん、ご家族、そういった皆さんの苦悩や葛藤に寄り添いながら、正しい情報、知識、そして対応方法などを提供しております。

資料 1、大洋における相談件数の推移ということで、半数以上が訪問相談ということになりますけれども、人口減少地域なんですけれども概ね毎年 2,000 件前後のべ相談件数を確保しております。相談者は年間 300 から 400 名ぐらいになっているという状況です。子どもの数は減っているんですけれども、相談件数は増えているというような現状になります。資料 2、相談者の内訳ということで、児童本人というのが一番なんですけど、あとは家族、学校、市長村、あとは保育所と続いていきます。相談内容の推移ということで、最近ですと性格行動、あとは障害、そちらのほうの相談がかなり多くなっているという現状になっております。

児童家庭支援センター大洋の支援の考え方ということで、ライフステージが変わっても切れ目ない支援をとということで、サポート支援ファイル、つむぎの作成ということで、つむぎというのがいろいろな関係者の皆さんがその子どもに対しての認識と言いますか、支援の在り方とか、そういったものに共通性を持たせるために

児童家庭福祉のほうで作りました支援ツールと言いますか、そういうものになっております。これを活用しながら、子どもの最善の利益を考える支援を行っているということですので。

4 番目、大洋と他機関との連携、協働例ということで、1 番目、自治体からの派遣依頼による取り組みのケースということで、4 歳の男の子です。市の依頼で保育園巡回相談に大洋の職員が同行しております。巡回のときに保育園から気になる子として相談が上がりまして、経過観察をしていく中で配慮や支援の必要な子どもと認識されました。保育園のほうに児童、そして家族への対応を助言し、保護者同意の上で市の相談窓口へつなぐように提案しております。市の相談窓口で障害児保育の手続きを行いまして、その障害児保育の利用にあたって、大洋に検査の依頼がありました。相談支援ファイル、つむぎを活用した各機関と協働して、切れ目ない支援を今継続中というところでございます。

次の例が、相談支援事業所から紹介されたケースということで、当時 11 歳だったんですけれども、男の子です。主訴は登校渋り、養育相談です。療育手帳 B を所持しておりまして、特別支援学級に在籍。通院先がありました。相談支援事業所が放課後等デイサービスの利用にかかる利用計画の作成、あとは母親の相談への対応をしておりましたが、母親が通院先からペアトレを勧められたんですけれども、遠方の医療機関であったために日程、回数参加することが難しいという状況がありまして、当センターのほうでペアトレを実施したということでございます。児童家庭支援センターでのペアトレが終了しまして、あと相談のほうも不定期な相談になってきたんですけれども、この子どもさんが支援学校の高等部に入学した頃からゲーム依存的な状況になりまして、それに伴って、あと母親への暴力という部分が出てきたことによる精神科の入院ということで、生活のリズムを安定させるために入院ということになりました。退院後に、地域での生活見守りを目的に、週末法人内にあるグループホームの利用につなげております。あとは平日については、支援学校の寄宿舎利用を行うことで、まず家に帰らないとか、母親との接触を避けるような対応をさせていただいたということです。あとは日常の中でのいろ

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

んなストレス等をクールダウンする場所としては、児童家庭支援センター、そちらのほうを活用するということで、グループホームから歩いてこれる距離だったので、児童家庭支援センターのほうへ来所してクールダウンを行うという状況が何回か見られておりました。

続いて最後に、資料の5番、最後にということで、事例を通してよかった点、顔が見える関係だからこそ、様々な機関とスムーズな連携、協働ができました。コーディネートが決められているととてもスムーズな対応ができます。役割分担が決めやすく、他機関へのつながりやすさ、支援の柔軟さにつながっていると思います。今後に向けてということで、関係機関、教育、児童福祉、障害福祉、それぞれの考え方によって対応に差が出ておりました。それによってお子さん自身や対応する職位が混乱してしまうということも見られました。あとは異動や担当者の変更によって、機関との連携関係が変わる場合も多々見られました。ライフステージの中で児童福祉から障害者福祉へのスムーズな移行、サービス提供ができるようにどの年齢からでもつむぎを積極的に利用でき

ればいかなと、そういう反省が出されておりました。

今後に向けた施設の取り組みですけれども、①、児童養護施設の高機能化に伴い、児童家庭支援センターの機能のすみ分けが不透明になっているということで、施策と地域のニーズを把握した上で、両施設での取り組み方、在り方の検討。そして人材確保の工夫。地域柄、専門職の獲得というのは非常に難しいという状況です。リクルートの工夫、実務職員に魅力ある職場環境づくり、あとは職員の研修参加等の保障、SV体制の確保ということが挙げられております。3番に法人内の協働ということで、分野が違って生かせる必要な力であることを各職員へ働きかけ、そして人材育成に結びつく配置や異動となるように考えるとともに、法人全体へ働きかけをし、最終的に対象児童、対象の障害者にとって最善の利益提供ができるような地域貢献を目指していきたいということになります。私の発表は以上になります。ありがとうございました。

# シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

FLECフォーラム 2023/3/12  
クロージングシンポジウム

## 人口減少地域における 児童福祉と障がい者福祉の協働

～継続した支援を提供する為に～

児童家庭支援センター大洋  
所長 中村 賢司

### 内 容

1. 大洋会について
2. 児童家庭支援センター大洋の活動地域
3. 児童家庭支援センター大洋の取り組み
4. 大洋と他機関との連携・協働例
5. 最後に

## 2. 児童家庭支援センター大洋の活動地域

本体施設：大洋学園  
所在地：岩手県大船渡市  
活動区域：大船渡市、陸前高田市、住田町（気仙圏域）

- ・岩手県には、児童相談所が3か所配置されている
- ・気仙圏域の管轄児相は片道2時間弱の距離
- ・児相の補完的な役割を担い、地域の支援が必要な児童福祉にかかわる相談援助を行っている

### 気仙地域と人口



主な産業は、漁業・林業・農業

## 1. 大洋会について



大洋会マーク

### 沿革

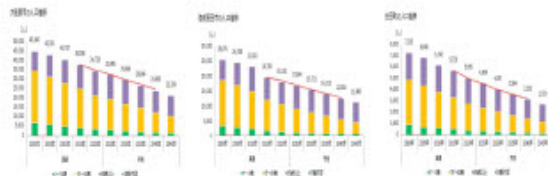
- ・昭和30年3月 『養護施設大洋学園』開園
- ・平成5年4月 『知的障がい者通所授産施設慈愛福祉学園』及び『身体障がい者通所授産施設友愛館』開所
- ・平成10年7月 『身体障がい者通所授産施設育松館』が陸前高田市で開所
- ・平成11年4月 『精神障がい者通所授産施設青葉工房開所』
- ・平成13年8月 『児童家庭支援センター大洋開所』
- ・平成13年10月 『知的障がい者サービス』
- ・平成13年10月 『慈愛福祉学園サービスセンター』開所
- ・平成13年10月 障がい児（者）地域療育等支援事業開始
- ・平成14年4月 『地域生活支援センター青葉』開所
- ・平成24年7月 大船町社会福祉法人リアス福祉会の『障がい者支援施設四季の郷』と合併
- ・平成26年9月 『多機能型支援施設アップル』が陸前高田市で開所
- ・令和2年4月 『就労継続支援B型事業所せせらぎ』開所

## 法人内運営施設

- ・児童養護施設
- ・児童家庭支援センター
- ・障がい者支援施設
- ・障がい者多機能型事業所  
(生活介護、放課後等デイサービス、児童発達支援、日中一時)
- ・就労継続支援B型施設
- ・グループホーム、ケアホーム
- ・相談支援事業所
- ・障がい者就業・生活支援センター
- ・地域活動支援センター
- ・岩手県立福祉の里センター（指定管理）

## 気仙圏域の人口の推移

- ・大船渡市と陸前高田市は東日本大震災の被災地
- ・何れの自治体も人口減少が続いていく



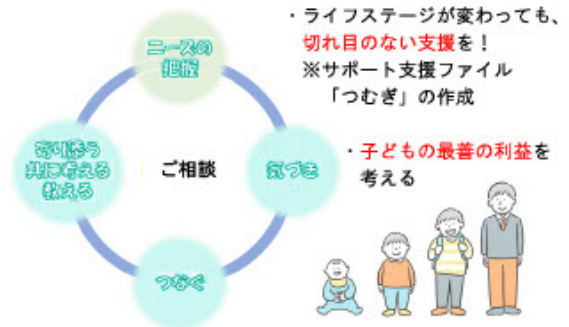
## 3. 児童家庭支援センター大洋の取り組み

- ・アウトリーチを積極的に行っている
- ・市町村ケースの見立てのお手伝い、ソーシャルワークと一緒に考える、サポートする
- ・地区担当制
  - 他機関の職員の顔が見え、つながりやすい
  - 信頼関係が構築されやすい
  - 他機関から派遣要請等がある  
例) 教育支援にかかる検査  
母子保健事業における発達相談
- ・5年以上の職員が複数名おり、他機関の機能と役割を理解しながらソーシャルワークができる。

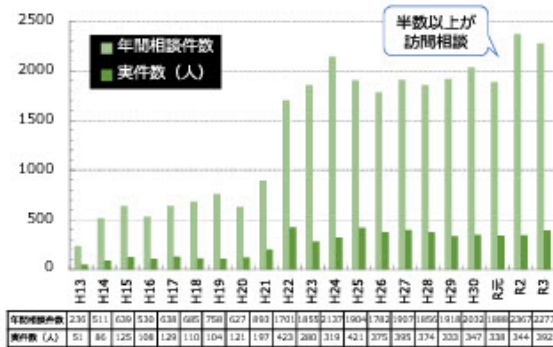
# シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

## 大洋の支援の考え方

- ・発達相談、不登校相談が多い  
発達相談…障がい、性格行動の相談（資料3参照）  
主訴は不登校でも、潜在している課題は様々
- ・障害や診断名があってもなくても  
「児童家庭福祉にかかる相談機関」、  
「専門的な機関」として地元で根付いた活動をしている。
- ・「うちの子、発達障がいから？」  
「病院に行った方がいいと言われたけど…」  
障害(名)への抵抗感、障害を受入れにくい状態  
⇒グレーゾーンの親御さんの苦悩や葛藤へ寄り添い、正しい情報・  
知識・対応法を提供する。



### 資料1. 大洋における相談件数の推移

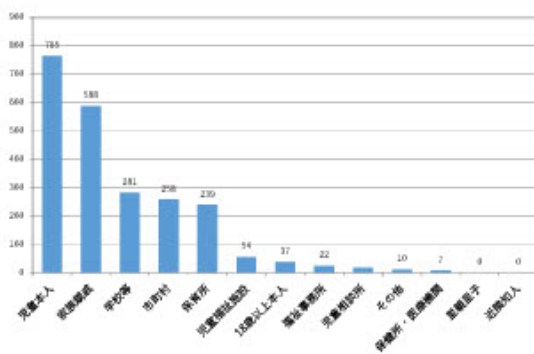


### 4. 大洋と他機関との連携・協働例

#### 例① 自治体からの派遣依頼による取組ケース（A男・4歳）

- ・市の依頼で、**保育園巡回相談に大洋職員が同行**  
巡回時、保育園から気になる子として相談に上がった  
→観察にて、配慮や支援の必要な子と認識
- ・保育園へ見、家族への対応を助言し、保護者同意の上で市の相談窓口へつなぐよう提案した。
- ・市の相談窓口で障害児保育の手続きをした。  
障害児保育利用にかかり、**大洋に検査依頼**があった。
- ・相談支援ファイル「つむぎ」を活用して各機関と協働して切れ目ない支援を継続した。

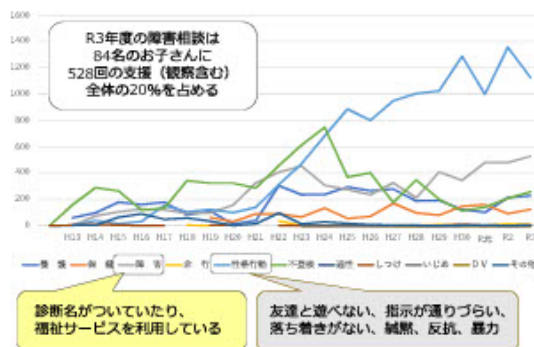
### 資料2. 相談者の内訳（R3年度）



#### 例② 相談支援事業所から紹介されたケース（B男・11歳）

- ・主訴は登校渋り、養育相談
- ・療育手帳（B）、特別支援学級（知的）在籍、通院先あり
- ・相談支援事業所が放課後等デイサービス利用にかかる利用計画の作成、母の相談への対応
- ・母が通院先から、ベアトレを勧められるも遠方で医療機関で実施している日程・回数参加することは難しいため、当該事業所に地元で同様の事業所がないため当センターで受けることとした。

### 資料3. 相談内容の推移



- ・児家センでのベアトレは終結、不定期の相談となる。
- ・高校生になり、生活リズムの安定のため精神科入院となる。
- ・退院後、地域での生活見守りを目的に、週末のみ法人内にあるグループホーム利用となる。
- ・日常の中でのクールダウンの場所として、相談支援事業所から児家セン利用を提案される。
- ・グループホームから歩いて児家センへ来所となる。

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

### 5. 最後に

#### 事例を通してよかった点

- ・顔が見える関係だからこそ、様々な機関とスムーズな連携・協働ができた。コーディネートの窓口が決まっているとスムーズ。
- ・役割分担が決めやすく、他機関へのつながりやすさや支援の柔軟さにつながっている。

#### 今後に向けて

- ・関係機関（教育・児童福祉・障害福祉サービス）の考え方によって対応に差が出た。それにより子や対応する職員が混乱。
- ・異動や担当者の変更によって、機関との関係が変わる場合も
- ・ライフステージの中で、児童福祉から障害者福祉へのスムーズな移行、サービス提供ができるよう、どの年齢からでも「つむぎ」を積極的に活用する。

#### 今後に向けた施設の取り組み

- ①児童養護施設の高機能化→児家セン機能のすみ分け不透明  
⇒施策と地域のニーズを把握した上で、両施設での取り組み方・在り方の検討
- ②人材確保の工夫  
地域柄、専門職の獲得は難題。  
⇒リクルートの工夫、実務者職員に魅力ある職場環境づくり  
⇒職員の研鑽（研修参加等）の保証、SV体制の確保
- ③法人内の協働  
分野が違っても活かせる、必要な力であることを各職員へ働きかけること、人材育成に結びつく配置や異動となるよう考えるとともに、法人全体への働きかけをし、最終的に対象児・者にとって最善の利益を提供し地域貢献を目指す。

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

### シンポジスト

#### 恒松 大輔

(自立援助ホームあすなる荘 ホーム長、  
全国自立援助ホーム協議会 事務局長)



かなり押しているようなので駆け足でやりたいと思います。東京都の清瀬市にあります自立援助ホームあすなる荘でホーム長をやっております恒松と申します。よろしくお願ひいたします。全国の協議会でも事務局長をやらせていただいておりますが、今日はあすなる荘の実践を中心にお話したいと思います。自己紹介はスライド資料にありますので見てください。いろいろなことをやっています、ということです。

自立援助ホームですけれども、そもそも自立援助ホームというものをご存知ない方、なかなか聞いたことがないという方がいらっしゃる、自立援助ホームというどうしても障害関係で使うということも多いんですが、これは児童福祉のほうのものです。児童福祉法第6条の3が根拠法令になっているんですが、義務教育を終了後、何らかの理由で家庭にいらなくなる、もしくは児童養護施設などを退所し、働かざるを得なくなった。要は強いられた自立とよく言われますけれども、そういうかたちで社会に出なければいけなくなった、義務教育を修了した15歳から20歳までの青少年たちが暮らしています。青少年たちはスタッフとともに生活しながら、社会で生きていくための準備をするということで、基本的には就労自立を目指しているんですが、最近は高校や大学等の進学している青少年も増えていまして、児童福祉法の改正、また昨年行われまして、令和6年から施行されますけれども満22歳まで生活することもできるということで、児童福祉法の中ではかなり保護年齢が高い施設

ということになっております。

自立援助ホームに入居している青少年たちということですが、今までは児童養護施設とかを退所して、それで来る方が多かったんですが、入所が18歳、19歳でも入居が可能になったというふうに制度が変わってからは、家庭から来る子がたくさん増えています。入居の理由は、恐らく児童養護施設とかと同じようなかたちにはなるかと思うんですが、入居経路が家庭から来るということで、結局何が変わるかというと、16、17というかなりの長期間にわたって、家庭での不適切な対応みたいなことを受けていた。つまりは虐待を受けていたという子が増えてきていると。それだけ傷ついていることが多いということになります。

そんな中で自立援助ホームが大切にしていることというのは、それまでの不適切な関わりを受けていた子たちが当たり前の生活を遅れるように支援する。簡単に言うと、挨拶もそうですよね。おはようもそうだし、行ってきます、行ってらっしゃい、ただいま、おかえりということもそう。朝起きたらご飯がある。1日朝起きて、3食きちんと食べる。お風呂に入る。歯を磨く。何言っているんだろう？って思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、そういうことすらされてこなかったお子さんたちが来ているということです。あともう1点が主体性の保障と言っておりますが、今までいろんなことをされてきた、大人の都合、親の都合であしなさい、こうしなさい。場合によってはこういうことしたいと言った

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

ら、うるさいと言って叩かれる。そういうような生活の中で生きてきているので、自分がこうしたいとかあしたいとか、社会に出れば基本的なところですが、そういうことを保障していくということ。あともう1つ、ここにいるのは大体長くても2年ぐらいです。一昨日あすなる荘の子で最長記録の5年間いたという子がいましたけれども、その子でもやっぱり5年で出なければならぬ。そういう中で、その先の長い期間の退去したあとの支援、これをメインにしている。なので入居中何をするかというと、退去後も関わられるというようなことでやっています。そういうふうな関係づくりをすることをメインにしているということです。

自立援助ホームがどういうところなのかというのを見るのに分かりやすい動画があるので、これを見てください。

### (動画視聴)

本来であれば家で教えてもらうものではなくて、自然といつの間にか身につけるようなもの。例えば先程の自炊のことなんかもそうですけど、ご飯の炊き方なんていうのはそんなに教えてもらわなくても、なんとなくお米を研ぐというような動作は知っていると思うんですが、なかなかそういうのを知らない子たち、それが当たり前の生活というところの保障だったりもすると、最初の子でもいましたけど、知的障害とか精神障害、発達障害、そういうものを持っているお子さんが増えてきているということがあります。

この動画のあとにもそこら辺触れたいとは思っているんですけども、その十数年の間、社会的養護に引かからなかったというところの理由の1つとしては、家庭の親御さんたちにもそれなりの、この子をどうにかしたいという思いがあったりする。ただ、その発達障害とか知的障害というところの知識がなかったり、それを相談する相手がいなかった。そういう中でこの子をなんとかしなきゃいけないというところの、よく言う躰という意味合いで関わっているうちに、だんだんそれが暴力になっていく。もしくはネグレクトになっていく。心理的な虐待になっていく。こういうようなことがあったりするわけですね。だから、あすなる荘にいる子でも、自分で

け置いてけぼりにされて外に行かれちゃったとか、そういうこともあったり、この子はもう無理、という感じで親が諦めてしまう。だけど、もしかするとこれが障害があるんだよとか、こういうところで課題があるんだよということが分かっていたら、もしかしたらここに来ることはなかったかもしれない、というような子たちもいます。あとはこういうようなかたちで、食卓の中で一緒にご飯を食べるとか、そういうようなことも経験のない子たちもいたりします。今ここにもありますけど、見たいものを見るということすらできなかったお子さんも多く来ています。なので、何食べたい？と言ったとき、そんなこと聞かれたことないから分からない、とか、うまいもの、とか、とにかく答えることを諦めてしまう。自分の言っていること、どうせ通じないから、みたいな感じで思っている。そういう子たちがこういう自立援助ホームに来たことで、将来こんなことがやりたい、あんなことがやりたい、と思ってもらえればいいのかと思っています。

その中で私たちは支援を行っていて、今まで登壇された方、皆さんいろいろと制度とか、そういう中で障害のある方たちの支援とかも行ってありますが、自立援助ホームってそういう障害の方たちに、というものはないので、そういう点では障害がある、なしに関わらず支援をしていかなければいけない。もちろんそのためにいろんな制度を使っていくんですけど、その辺のことをお話していきたいと思います。

もともと入居打診のある若者に対する支援ニーズということで、この数字は全国にある160、今は250あるんですが、この2020年度の実態調査のときにある160何ホームかに聞いた支援ニーズです。当然被虐待児というのが多いんですけども、その次に障害がある。その次が精神疾患。非社会的行動、反社会的行動、性的な問題、こういうふうには続いてはおりますが、この中でも障害から起因するものもあつたりします。

実際に入居者の中でも、今前入居者の4分の1が知的障害、もしくは発達障害と診断されている。もしくは精神科で受診している。あとは精神障害の診断を受けている。こういう子たちがいます。ただ、私たちのところで一番難しいと思っているのは、精神科への受診が3割あ

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

りますが、ここはそんなに子どもたちに勤めるのもハードルは高くはないんですね。ただ、15年、16年、要は20年近く生きてきた中で、それなりに障害ということと関係なく生きてきた子たちにいきなり、あなたは障害を持っているんだよ、知的障害なんだよ、というふうに言われても、その障害受容というのが難しい。ある子に児童相談所での障害の結果を伝えたとき、一発で言われたのが、お前は俺のことをバカにしている、俺のことをバカだと思っているんだろう？というふうに言われました。そういう中で、その障害受容というのが私たちの中では一番の課題になっています。

ここの知的障害、発達障害の診断を受けている子たちのほとんどは、養護施設にいる間に診断を受けて、手帳をもらっているということが多いということになっています。なので、もちろんそういう障害受容のある子に関しては、それなりの制度とかも使ったりしながらやったりしていますし、だからどちらかというと、障害がある子だけではないんですが、支援方針というのはできることを伸ばす。できないことに関しては、何か必要なものを使っていく。それが制度だったり社会資源の活用。歩

けない人に車椅子を用意する。足を骨折した人に松葉杖を用意する。そういうようなかたちで何か補助するものというのが制度の活用。それじゃなくても、動かせる手だとか、口とか、頭とか、そういうところを伸ばしていくのが、一番上の、できることを伸ばす。こういうような支援の中で障害を持っている方たち、障害を持っているであろう方たちの支援もやっているというふうにしてあります。

もちろんすごい大変なこともあって、見た目では全然普通にそこら辺にいる子たちと変わらないので、社会資源を活用しようと思って相談しても、この子に支援は必要なんですか？と。先程基調講演でもおっしゃられたけど、手帳がなくても受けられるんだよと言われるんですが、でも手帳がないと、元気だから大丈夫ですよ。この支援まだ使わなくても大丈夫ですよ、と言われてしまうこともあるということで、そこら辺の悩みはまたこのあとのシンポジウムでお話できたらと思います。駆け足ですいませんが、ここで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。



# シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～



## FLECフォーラムクロージングシンポジウム 社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道 ～互いの資源を活用しあうために何が必要か～

全国自立援助ホーム協議会 事務局長  
自立援助ホームあすなる荘 ホーム長 恒松大輔

### 自立援助ホームが大切にしている3つのこと

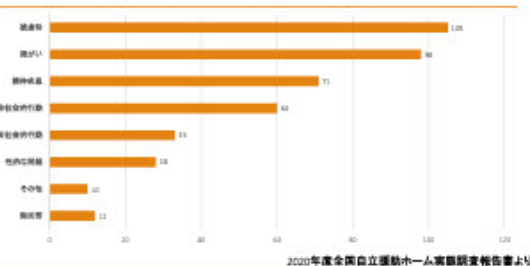
- 1 当たり前の生活
- 2 主体性の保障
- 3 退居者支援

### 自己紹介

氏名: 恒松大輔  
略歴: (児童福祉関係)  
1997年 児童養護施設入居  
2000年 知的障害児施設入居  
2002年 施設保育所入居 (あすなる荘関係)  
2004年 あすなる荘入居  
2006年 あすなる荘ホーム長就任(2018～20事業管理者となる)  
2010年 あすなる荘ホーム長再任 (全国自立援助ホーム協議会)  
2008年 事務局長  
2011年 運営役員(2015年より事務局長)  
2021年 運営役員(事務局長)



### 入居打診のある若者に対する支援ニーズ



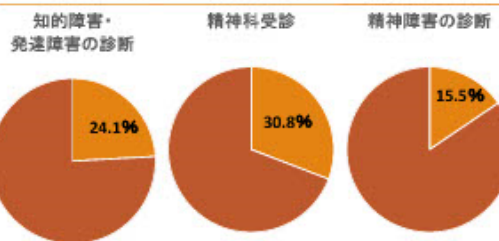
### 自立援助ホームの概要

義務教育終了後、何らかの理由で家庭にいらなくなり、また児童養護施設などを退所し、働かざるを得なくなった、原則として15歳～20歳までの青少年たちが暮らしている。青少年たちはスタッフとともに生活しながら、社会で生きていくための準備をしている。高校や大学等に進学している青少年は22歳まで生活しています。

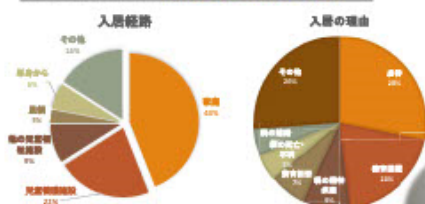
根拠法令 児童福祉法第6条3  
定員 5～20名  
利用申し込み制度による入居 (委託措置)



### 特別なニーズのある入居者



### 自立援助ホームに入居している青少年たち



### 自立援助ホームの支援方針

- できることをのばす
- 制度の活用
- 社会資源の活用

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

### シンポジスト

米山 明

(社会福祉法人全国心身障害児福祉財団  
全国療育相談センター センター長)



米山です。どうぞよろしくお願いいたします。私自身、ADHD 的な性格があってなかなか時間が守れないんですけど、なんとか 10 分で終わりにしたいと思います。私の所属は、全国児童相談センターという、いろんな障害者の団体の入っているビルの中の 1 つのクリニックなんですけど、もともと日本肢体不自由協会の心身障害児総合医療療育センターというところにおりました。今も関わっているので、その辺で私自身、今日お話す内容を目次にすればよかったんですけどできなかったんですが、障害児の入所施設の実態、あと障害児虐待のことについて少しお話しして、今後障害児里親を推進していくにはどうしたらいいかということテーマをいただいたので、その辺についてお話をさせていただきます。

肢体不自由協会は、いろんな活動をしていて、いろいろ楽しまなきゃということで、肢体不自由協会と NHK 構成文化事業団さん、それから毎日新聞の社会事業団さんと一緒に、これは 30 年ぐらいですかね、私はスキー好きなので、楽しまなきゃという感じで、実際には 1987 年ぐらいからやり始めてやっています。一番手前にいるそりの子なんかは、いわゆる医療的ケア児で、気管切開もしていますし、胃ろうもありながらもソリと一緒に乗ってとか、いろいろやっています。夏のキャンプも、肢体不自由協会は去年で 66 回、つまり 66 年くらい山の麓でいろいろキャンプをしています。

障害児の施設のことを知っていただきたくて、皆さんの資料にはないんですけども、ちょっと入れましたけれども、肢体不自由児施設、今医療型障害児入所施設と

言っていますが、1942 年、戦中ですね、昭和 17 年に、整肢療護園が、今の東京都の板橋区にできて、私もそこで 40 年ほど仕事をしています。知的障害の施設は 1891 年、明治になります。滝乃川学園さんがスタートし、重症心身障害児施設は、島田療育園さんが 1961 年からできたという流れで、今は法律が変わってきていますので、先程矢田貝さんの基調講演でありましたけれども、児童福祉法の改定で今は障害児福祉型の入所施設と、それから医療型の障害児入所施設というところと、重症心身障害児の場合には、年齢を超えれば療養介護のほうに、移行になっています。

もうご存知のように、虐待は増えているわけですが、死亡検証、虐待死検証というのをされております。その中で「障害」というキーワードで抽出し 50 名弱の障害児の虐待死というのは、児童虐待死の全例検証では約半数が 0 歳代ですけども、障害児だけを抽出してみると、実は 10 歳代まで全年齢にわたって虐待死が起きているんですね。そうすると改めて、障害児の養育はなかなか難しいということが分かって、ずっと切れ目なく支援が必要だと思います。

実際に、里親さんたちの中でも里子さんたちがいろいろな障害があるお子さんたちがいるわけですが、全児相の調査でも、大体被虐待の 4 分の 1 が何らかの疾病や障害があって、そのうちの発達障害が約半分という結果が出ているわけです。そういったところで、育てが難しいなというところがあって、先程矢田貝さんから話がありましたけど、手帳というところで IQ の問題があ

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

って、療育手帳を取るんですけども、手帳をとれないこともある発達障害のところって子育てが大変なんですけれども、その辺りも経済的支援がしっかりできるようなシステムであってほしいなということでスライドを入れてしまいました。

児童養護施設など、いろいろな児童福祉施設の中での障害の割合が多いということがあったんですけども、実は平成 30 年から障害児の入所施設も、この 5 年毎の調査に入れていただいたんですね。それでもうすぐ結果が出ると思うんですけど、平成 30 年で児童養護施設の 36.7 パーセントというデータが出ているわけですね。いろんな障害がありますよというところで、一方で私が今お話する福祉型障害児入所施設と医療型入所施設で、入所している子どもたちの入所利用が被虐ということで調査結果が出ているんですけども、今約 4 割が入所施設の入所理由が虐待ということなんです。そのぐらい多くなっています。医療型のほうが割合は少ないんですけど、私たちの施設のほうは実は 6 割がそういう被虐のお子さんたちで、なかなか対応が難しいというところがあります。なので社会的養育環境の適応という中で、障害児入所施設も、児童福祉施設の中の 1 つですというところは、そこが私たちチームで支援していくという中で、より知っていただきたいなというところです。入所施設の中での環境と言いますか、今後の子どもたちの施設生活の中での大切な点というのが、令和 2 年に方向性が出まして、ウェルビーイングの保障、最大限の発達の保障、それから専門性の保障、質の保障、包括支援ということで出ていて、その中には子どもの意見表明の支援、ということも組み込まれていて、そこは今後大事になってくるかなということで、私は障害児の意思表明権、あるいは意見表明、意思決定支援と意思形成支援、そういったことを今いろいろなところで話し合いをしています。

施設内の虐待はもちろん起きてはいけません。いろんな障害があっても身体拘束ということも必要になってくるわけですけど、4 月からは同意がない状態では福祉施設は、減算対象ですよということになっています。実際にこれは私たちの施設のお昼の状態を見ていたんですけども、重症心身障害の子の食事介護をしながら、すぐ隣の脳性麻痺でネグレクトのあった子どもが、私泣きたくな

っちゃったと言うのを聞き対応しながら、遠くのところに、揺さぶられ症候群の後遺症の子なんですけど、強度行動障害を持って、肢体不自由を持っているお子さんが自傷がどんどん始まって、下りようか、というような声をかけながら、っていうように同時に 3 つのことをやらなきゃいけないぐらい人手がほしいという状況です。こういうのが大舎制の施設の現状かなと思います。

そういう意味で、実は 2005 年から熊本県は総合療育センターを小舎化しまして、先程矢田貝さん、ちょうど熊本におられた時期なんだと思いますけれども、ちょうどゆりかごが始まるより少し前からもう始まっていて、共同体表の潮谷さんが知事をされていたときだと思いますが、予算を多分たくさん投入していただいて、なんですけれども、小規模化、ユニット化をしようということが進んでいて、とてもこれは私たち、モデルになるなんて思って学んでいるところではあります。主役は子どもですということ、本当に子ども真ん中ということ、2005 年に言われて始まっているんですね。

当たり前なんですけれども小舎化というかたちで、これは療育センターのホームページにも載っていると思うんですけども、いろんなところで決定権は子どもというところでやっています。トイレなんかもしっかり工夫してあり、家庭に帰ったときに使える風呂のようなものを提供したり、それが難しいような子のためにそれぞれのお風呂を作ったり、そういったことをいろいろ工夫されているところです。実際に昔はこんな感じだったんですよというところが出ていて、実際に私たちの施設ってまだこんな感じですよ、ということがあって、熊本のほうで大事にしている子ども会があって、子どもが自分たちで生活をいろいろ決めていくなことがあって、今後求められている意見表明アドボカシーを 15 年前から先駆的にやってらしたなというところではあります。

私たちの大舎制施設ではあるんですけども、その中でなんとかいろいろソフト面を工夫しようということで、ペアトレを合言葉に、ということで職員ペアトレをいろいろやって、関係性をしっかり構築していこうということをして、褒めまくろうということで、職員同士も褒めまくろうということで、気持ちよく子育てできるようにということで、今そういったようなものを利用したペア

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

トレのティートレとかスタッフトレと言ってますけど、それを今（厚労科研を通じて）いろいろ作っている最中でもあります。そんなことで言っているんですが、実は児童養護施設と人員配置を考えてみると、平成 29 年に 4.3 : 1 からやっと 4 : 1 になったんですが、全然人が足りないですよ。そういったところはなんとかしてほしいなというところですよ。

これが最後ですけれども、呼称は、障害入所施設じゃなくて、児童発達支援入所施設とか名前を変えたり、そこが中のことは小規模ケア、ユニットケアとか、それをしながら、そこと障害児のグループホームとファミリーホーム、それから障害児里親さんとか含めて、里親さんのレスパイトも含めて、いろんな連携をしながら、ということ、通所施設も含めながら連携できればいいなというところで、連携がとても大事だなと思います。レスパイト、これは医療的ケア児なんですけれども、レスパイトが 1 月で 60 時間つまり 1 日 2 時間ある人とない人では保護者の健康度が違うという報告が東大の看護部から調査報告が出ています。やはりレスパイトは必要だなと思います。

これはメッセージなんですけれども、障害児里親を推進するには、まずは障害児を知ってほしいということで、里親研修に障害児の入所、通所施設の見学、研修を入れてほしいこと。それから、当たり前ですけどもインクルージョンの推進ということ。それからレスパイト機能を充実させるというところで、障害のある里子さんたちの養育って、いわゆる健常児と言われる標準的な発達のお子さんたちよりも難しさがあるので、そこはレスパイトがあったり、ギブアップしても全然大丈夫よということまで許されながらできると、もうちょっと広がるんじゃないかなと思います。経済的サポートもよりあったらいいなと思います。

そんなところで、私も障害児支援を 40 年近くしているんですけども、障害のある子どももない子どもも、社会的養育が本当に必要なお子さんたちも、みんな支えて、ともに生きたいなと思っています。以上となります。ご清聴ありがとうございました。

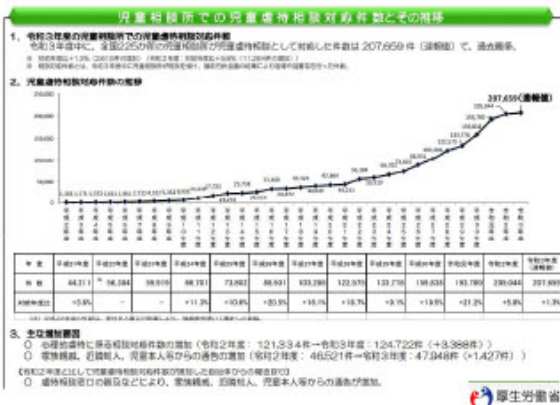
# シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何がなか～

第5回 FLECフォーラム クロージングシンポジウム 2023.3.12

## 社会的養護と障害児者施策の連携 と協働への道

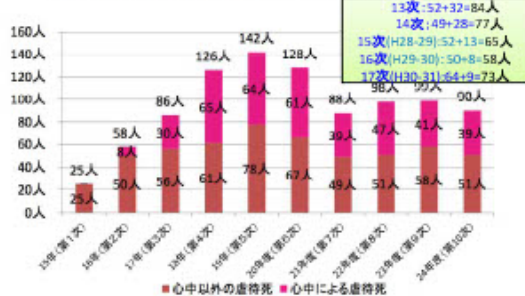
～ お互いの資源を活用し合うために  
何がなか～

全国療育相談センター  
(心身障害児総合医療療育センター)  
米山 明



「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(第1次報告～第10次報告)

### 児童虐待による死亡事例における児童数の推移



注1) 平成15年～平成19年までは暦年、平成20年度以降は年度  
 注2) 平成15年はH15.7.1～H15.12.31の6か月間 注3) 平成19年はH19.1.1～H19.3.31の15か月間



### 「障害」は児側の児童虐待ハイリスク要因

妊娠	望まぬ妊娠・出産、妊娠届けが遅い、妊娠中健康診断を受けていない、未婚、妊娠中に夫が死亡・別居、育児不安、乳児特性(泣き声、匂い、おむつ替え等)に拒否的
子ども	多児、低出生体重、先天異常、慢性疾患、精神発達遅延、家庭外養育後、期待と異なる児童
親	疾病、アルコール依存、薬物依存、育児知識や育児姿勢に問題、親自身が被害者
家庭	育児過大(多子、病人を抱えている)、夫婦不和、孤立家庭(転居後、配偶者の単身赴任や死別、実家と絶縁、他人からの援助に拒否的)、ひとり親家庭、経済的不安定、未入籍、反社会的な生活など

(全国主要小児科病棟)

- ◆身体障害、知的障害など発達の違いや偏りがあると、リスクが4(身体障害)から1.8倍(知的障害)高いと推定(田村2009)
- ◆発達障害児の23.8%に「虐待や障害」があり、発達障害(10.2%)が、知的障害(6.6%)、慢性疾患(3.5%)だった(廣島県2015)
- ◆虐待被害の20.4%に「発達や障害」があり、発達障害(11.4%)、知的発達遅れ(6.6%)、身体発達の遅れ(1.0%)、貧血・慢性疾患(1.4%)だった。(2019森田ら全児研)
- ◆知的障害は、身体虐待が多い(性虐待の率が少し高い) ◆身体障害は、ネグレクトが多い

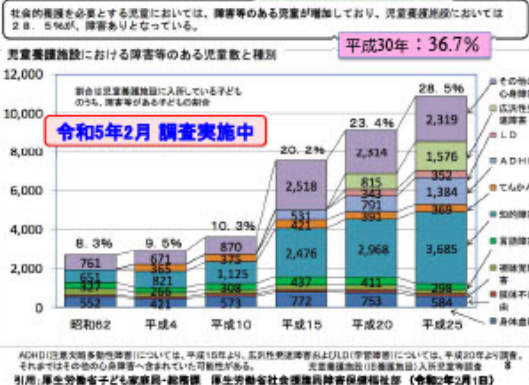
### 小児期から福祉制度の活用

- 身体障害者手帳 (1から6級 (7歳) 経済的援助も大切!)**
    - ・自立支援医療 (育成医療) ～18歳
      - ① 肢体不自由 ② 視覚障害 ③ 聴覚障害 ④ 音声・言語・視覚障害
      - ⑤ 内部障害 (心臓・腎臓・小腸・肝臓・その他の内臓疾患・免疫機能障害)
  - 療育手帳 (児童相談所) 概ねIQ<70 (ASDなら<90?)**
    - (※ 知的障害の基準: 知能測定・運動・社会性・意思疎通・身体的健康・基本的生活・社会的に不適)
    - 軽度 (4級) : 70-81 中等度 (2級) 50-55 重度 (1級) : 35-20 最重度 (1級) <20  
(発達障害: 軽度BS: IQ80-89) → 地域差あり (AI: 2B1.2.ABCD、東京都: 1-4級)
  - 精神障害者保健福祉手帳 (区市役所福祉課、福祉事務所)**
    - 発達障害 [ASD/ADHD/LD他] WHO ICD-10分類 F80-F89-F90-F98 発達障害
    - 高次脳機能障害、小児期発症の統合失調症(ARM)、気分障害・PTSD、いわゆる心身症など **注: 社会生活の妨げ程度により、「特別児童手帳」が適用することがある。**
    - ◆ 自立支援医療(精神通院)の活用 (福祉事務所)
      - (医療費公費助成 自己負担 30%～10%への軽減)
      - てんかん・ADHD・FDD 他 発達障害を含む。(都内23区までは医療費は全額助成)
- ※ 子ども医療費助成 (児童福祉法利用など (医療を含む))、児童相談所から「受診券」発行対応

### (4) 障害等のある児童の増加 令和5年2月調査実施中

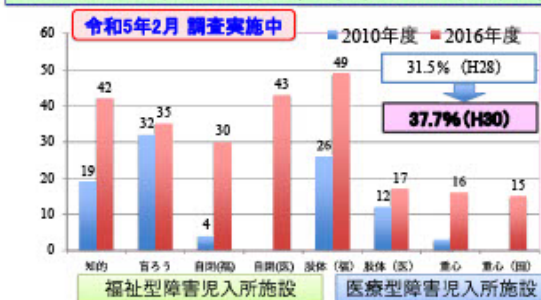


### (4) 障害等のある児童の増加 ケアニーズの高い子ども



# シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

障害児入所施設における、被虐待（疑い）児童の割合  
423/492施設(86%)回答 (2840/9016人 (31.5%) H28) (3832/9832人 (37.7%) H30)



平成28・29年度 厚生科研「障害児入所支援の質の向上を検証するための研究」  
医療型・福祉型障害児入所施設に在籍する被虐待（及び疑い）児童数とその割合  
且 本知的障害者福祉協会(2010) 全国肢体不自由施設運営協議会(2010)  
引用：厚生労働省子ども家庭局・総務課 厚生労働省社会援護局障害児福祉部(令和2年2月1日)

## ユニットケアを学ぶ

### 熊本県子ども総合療育センター

平成28年度厚生労働科学研究  
「障害児入所支援の質の向上を検証するための研究」より抜粋

### 新しい社会的養育環境の提供

一時保護所  
里親家庭  
児童養護施設  
障害児入所施設  
心理治療施設  
児童自立支援施設など

## ユニットケアとは

- ・ ユニットケア・・・高齢者介護施設での“流れ作業的集団ケア”の反省から生まれた小規模の個別ケア  
 一大勢を全員で見えるのではなく、少人数を一人が見ること個別に対応できる
- ・ 児童養護施設などでも積極的に取り入れられている
- ・ 熊本県子ども総合療育センターにおけるユニットケア  
 ・生活単位を小規模化し、より良好な家庭的環境の下で一人ひとりの子どもたちの行動や生活パターンに配慮し、寄り添い、生活面の個別支援を通じて子どもたちの生活力の向上を図る

## 一障害児入所施設の今後の展望一 障害児入所施設のあり方に関する検討会最終報告 令和2年2月10日(一部改変)

### 障害児入所施設改革に関する基本的視点と方向性

- 1 ウェルビーイングの保障
- 2 最大限の発達の保障
- 3 専門性の保障
- 4 質の保障
- 5 包括的支援の保障

子どもの意見表明・意見形成支援 (アドボカシー)



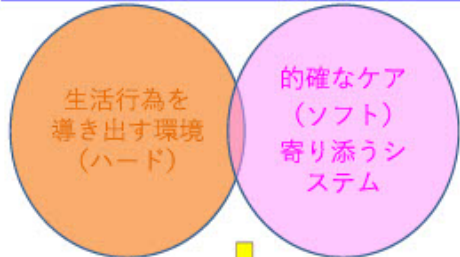
## ユニットケアの目指すもの

「入所棟を介護の場から子どもたちの生活の場に」  
「主役は子ども!」

- ・ 顔の見えるケア：20名の小規模生活単位
- ・ 水平な関係：パーソナリティーで向き合う
- ・ 生活リズムの獲得
- 個人が持っているペースやリズムを出来る範囲で許容自己決定し、自分の生活をコントロールする力を育む
- ・ 家庭的雰囲気：ホッとする安らぎの気持ち

障害児入所施設の今後の在り方について 2020 障害児入所施設の在り方に関する検討会 最終報告について		
1. 障害児入所施設	福祉型障害児入所施設	医療型障害児入所施設
2. 児童自立支援施設	児童自立支援施設	
3. 心理療育施設	心理療育施設	
4. 児童福祉施設	児童福祉施設	
5. その他	その他	

## ユニットケアの目指すもの



子どもたちの生活力の向上

# シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

## 病棟の分棟化

- 生活棟と医療棟に分棟
- 生活棟：虹の丘ハウス（20床）：床での生活が中心  
風の丘ハウス（20床）：車いすでの生活が中心  
Ns8名、嘱託8名、保育士1名、児童指導員1名、嘱託保育士4名
- 医療棟：医療的処置が中心（ope後も含む）（12床）  
すこやかハウス：母子棟（8床）  
Ns13名、嘱託3名

## ソフト面（“ユニットケアの考え方とすすめ方”から抜粋）

ユニットケアについてマニュアルはつくりたくない  
基本的な考え方に沿ってほしい！

- “自己決定”を大切に  
居る時間、着る洋服、髪型、どんな風に時間を過ごすかなど、自分のことは自分で決める。職員はアドバイスや手助けをするだけで、一方的に介護しない。  
ルールや決まりを設けるが、柔軟な対応を取る。 → “子ども会”があり、子ども職員と要領を言い合う。一般的に「この日いる家庭」でバタバタしている時間があるように、ユニットケアといえども復しきはあまる。  
その中で子ども個人の意思決定を尊重した関わりができていければよし。
- 家庭のことも同じように四季を感じる  
園の日は春を差しながら歩ける子は長靴を履いて園外をわごと通り堂々にはテーブルを囲んで集まる。家庭菜園で育てた野菜を調理して食べる。
- 家の中でリハビリはしない  
リハビリは基本的にリハ室でやる。病棟前棟は特別には設けず、生活の中で取り入れる。

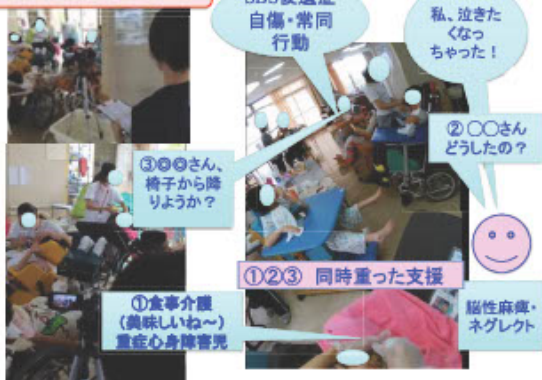
保育士さんの役割がとっても大事！  
看護師は問題提起型となりやすい。保育士が発達段階や個人の成長に沿った育て方を提案する。

人の目を気にすることもとても大事！  
私たちは、子どもを預かっています  
だからこそプロとして関わらないといけないのです

## 身体抑制（拘束）・（行動制限）を必要とする場合の3要件

- 1 切迫性** 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。  
正当な理由がなく身体を拘束することは「身体的虐待」です
  - 2 非代替性** 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態等に応じて最も制限の少ない方法を選択する必要があります。  
行動制限の説明と同意書
  - 3 一時性** 身体拘束その他の行動制限が一時であることを要件となります。一時性を判断する場合には、本人の状態等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。  
○やむを得ず身体拘束を行うときの手続き  
① 組織による決定と個別支援計画への記載  
② 本人・家族への十分な説明 ③ 必要な事項の記録
- 身体拘束をしない支援をめざしています。

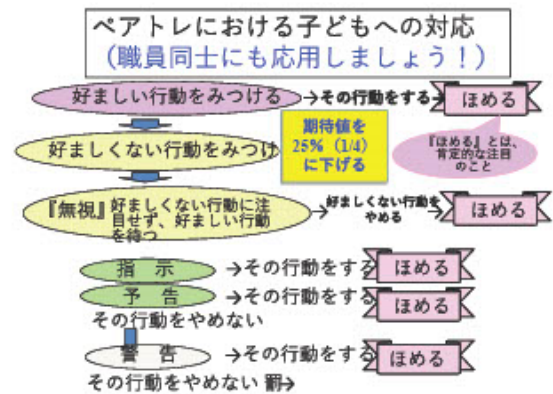
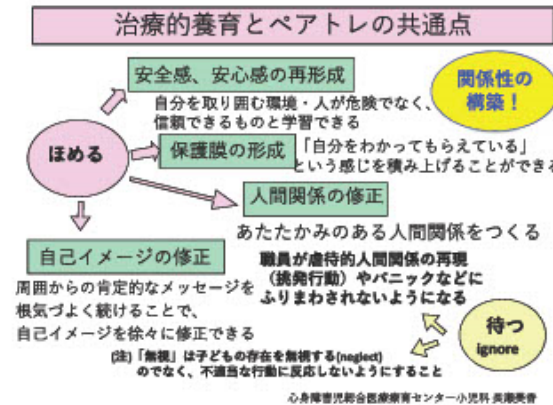
## 某日、昼食時間の様子



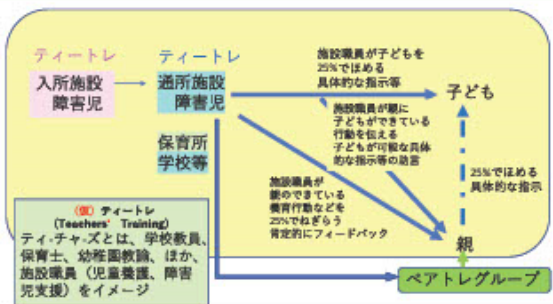
### 病棟の課題

#### ハードがなくてもユニットケアはできる!?

- ハードが整っていない中でどう工夫していくか  
病棟の垣根を超えたケアの実現
- ソフト面  
職員それぞれが専門性を高め、  
プロとして子どもに関わっていく必要性  
※ 子どもの生涯を見通したケアの提供  
※ スタッフ間の関係性・雰囲気
- 子育てのコツ・・・「ペアトレ」を合言葉に!
- システムの見直し  
業務改善  
職員の配置・パートさんの活用・ボランティアさんの活用



## 施設職員ティートレ→家族支援 (ペアトレの育児助産、精神面ケア、ケア代行)



シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」  
～互いの資源を活用し合うために何がなか～

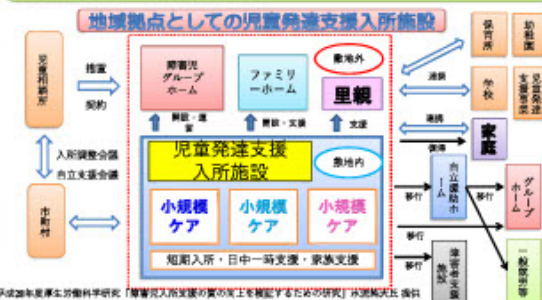
**良好な家庭的養育環境提供のために  
人員配置基準の見直しを！**

項目	児童養護施設	福祉型障害児入所施設
施設長	1人	(指定基準上なし)
年齢的職員	配置可能	—
児童発達支援 管理責任者	—	1人以上
児童指導員 保育士	・2歳未満児 1. 6人につき 1人 ・2歳以上3歳未満児 2人につき 1人 ・3歳～小学校就学前 4人につき 1人 ・小学校就学後～ 5. 5人につき 1人 ※加算にて3歳～3.1、就学～4.1へ対応	・通じて定員 ・4. 〇人につき1名以上 ・定員30人以下の場合 ほか1人加算 <b>看護職 1</b>
個別対応職員	1人	—
身体支援専門員	1人	—
運動支援専門員	配置可能	—
職業指導員 心理療法士/職員	配置可能	別に定めるところにより 人員を加算
小規模グループ	あり	あり(104～)
専務員	定員150名未満1人、150名以上2人	(規定なし)
その他	高齢職員、学童養育等	左記加算はなし

H29  
4  
対1  
へ  
変  
更  
さ  
れ  
た  
が  
・  
・

障害児入所施設 (⇒児童発達支援入所施設) の将来像

・障害児入所施設(児童発達支援入所施設)は、入所支援だけを行うのではなく、地域支援機能を明確に位置づけることにより、障害児及びその家族を支援する地域における拠点施設としての機能を持つものとする。  
・入所施設は、本施設を小規模ケア化(社会的養育を意識し良好な家庭的養育)するとともに、グループホームやファミリーホームの開設、運営、支援、里親支援等の機能およびレスパイトなどバックアップを持つものとする。  
・児童の入所にあたっては、児童相談所を中心として市町村・施設を交えた入所調整会議を実施するとともに、退所後の自立支援に向けての自立支援会議を開催する。



平成28年度厚生労働科学研究「障害児入所支援の質の向上を促進するための研究」(承認研究員 橋本)

障害児里親を推進するには？  
「チームで育ちを支援する！」

- 1 障害児を知ること**
  - 1) 里親研修に、障害児入所(通所)施設の見学、研修を入れる。
  - 2) インクルージョン(教育・福祉(保育園等)の推進
- 2 レスパイト機能の充実(必須)**

障害児の養育は標準的な里子養育より大変(疲弊・不調和も起こりやすい)・・・レスパイト、ギブアップも許容される
- 3 経済的サポート**

里親養育費用など、障害の状態や支援の必要度に応じた支援(例：障害児里親特別加算)

※ ある障害児里親さんからの意見

第5回 FLECフォーラム 2023.3.11-12  
社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道

ご静聴ありがとうございました。

子は宝なり  
障害のある子ども、ない子ども、社会的養護の必要な子ども、  
全ての子どもと家族の暮らしを  
地域の皆(チーム)で支え、共に生きましょう！



子ども一人を育てるのに村一つ必要  
It takes a Village to raise a Child. (アフリカの格言)

全国療育相談センター  
(心身障害児総合医療療育センター)  
米山 明





## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

### 助言者

加藤 正仁

(うめだ あけぼの学園 園長、  
一般社団法人全国児童発達支援協議会  
(CDS JAPAN) 会長)



ただいまご紹介に預かりました加藤です。一般社団法人全国児童発達支援協議会の代表として、この場に立たせていただいております。今、進行役から時間厳守と言われております。私も精一杯それに従って努力しようと思っておりますが、なかなか時間が守れないという欠点を持っておりまして、ですから今日用意させていただいたパワーポイントの原稿も途中でストップして終わりというふうにさせていただきますのでご了承いただきたいと思っております。

この4月からこども家庭庁がスタートするというところで、これに関してはわれわれ発達支援関係者が長年、10年、20年、30年という単位でこの日を待ち望んで、愚直に今までいろんな角度からボディーブローを打ち続けてきたと自覚をしているところです。そういう意味で、今日こういうかたちでこの時期に社会的養護関係者とわれわれ、子ども関係者全てではないとしても、非常に大きな課題を抱えた子どもの育ちにくさ、育てにくさに関する両分野の方たちがこうして一堂に会して意見交換をする、お互いにそれぞれの立場を理解し合うこうした時間が設けられたということに関しては本当にうれしく、心から関係者のこの企画に関して御礼を申し上げたいと思うところです。

今6人の方からのいろいろなお話を聞きました。正直申し上げて、もちろん私自身は子どもたちの障害と言いますが、あまりこの言葉は使いたくないんですけども、子どもたちのことをプロパーで見えてきました。そういう意味では今日6人のお話の中の、米山先生以外の方たち

のお話については恥ずかしながら全く不案内という状況です。半世紀近くこの世界に生きてきて、実態はそういうことだと。私自身が変わっていたと言えるかもしれませんが、多分多くの仲間たちも似たようなものかなと思うところです。これからそういう方たちと一緒に地域の子どもの育ちとか暮らしとか学びとか、人生というものを積極的に一緒になって進めていこうと考えたとき、あまり現実には甘くないぞということを実感したというのが、今お聞きした私の正直な感想です。

私自身はもともと、障害児支援、今で言う児童発達支援ということのプロパーにやってくるものです。私の所属は社会福祉法人からしだねと言いまして、東京都足立区で子ども福祉ということで半世紀以上、保育園、センター、そして最近では、指定管理というかたちで、その事業を展開しております。今日、確信に近いかたちで確認させていただきたいのは、子どもの育ち、支援ということは何をすることか？ということです。まさに子どもというのはこのリンゴではないかと思えます。このリンゴがリンゴらしく実ってほしい。そのためにはリンゴを弄り回していてもダメだと。リンゴだけ弄り回していてもリンゴは木から落ちちゃうという話ですね。このリンゴがリンゴらしく実るためには葉っぱどうなっているか、幹はどうなっているか、根っこはどうなっているかというその辺からこのリンゴの実りを考える。つまりは子どもの育ちを考えるということですね。その意味では、リンゴそのものにもタイミングよく、タイムリーな支援をしなきゃいけない。これを本人支援と呼んでいて、

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

一般的に私たちが考える子どもサポートをするときの、第一義的なものになります。

もう1つは、この葉っぱの、家族支援というところですね。リングは葉っぱが枯れて落ちたのではリングらしく実らない。さらには幹。地域での暮らし、生活ということですね。そこら辺の困難さ、辛さをどう支えるかということですね。それはこの幹がしっかり育っているかどうかをチェックするという意味であり、さらには根っこをちゃんとする。これはわが国の子ども施策全般と言いますか、その辺からこのリングのことを、子どものことを捉え、支えていくということですね。現実、私達がやっているのは、障害のある子どもたちの発達支援、家族支援ということがメインになります。家族支援のステージでどんなことをやっているかということをごここに列記させていただきました。家族支援要素（家庭の状態、子どもの状態、地域とのつながり）、それから虐待シグナル、家庭支援ステージ、緊急度というこの4つの大きなカテゴリーの中で家族支援を考えています。

例えば家族支援のステージでは、関係担当者の見守り、施設全体での対応、学園全体での対応。それから地域での対応という、このような5つのステージで家族サポートのステージを考えています。それから緊急度という問題では、半年に1回ぐらいの確認対応、3カ月に1回、あるいは対応事項発生確認後即対応というような、このようなA、B、C段階で対応させていただいているというような状況です。そういうフレームの中で、例えば私どものうめだ・あけぼの学園では、去年の11月1日時点でのデータをまとめてみました。大きく3つの施設があって、全体で218名の就学前の子どもたちです。昨今は、父親、母親、または両親が外国籍のお子さんが非常に多くなっている。ひとり親は、年によって違いますけども、そんなに比率的に多くはないです。それから虐待リスクが5人。それから保護者の精神科受診が10人。それから児相、子ども家庭支援センターの関与という意味では1ということで、非常に子どもの育つ家庭環境が多様化しているという部分と、昨今の社会情勢の中で外国籍の方が多くなっているというのが実感です。

私どもの施設のある地域で、社会的養護関係の機関が

どうなっているかということですが、足立区は人口が70万ですが、2カ所あります。そして、養護施設内における支援が必要な子どもたちの実態がどうなっているか。実はよく分かりません。里親がどれぐらいおられるか、分かりせん。それから専門養育家庭数がどれぐらいおられるか、分かりません。データがありません。それから区内に社会的養護を必要とする子どもや保護者、施設への支援実態、これも分かりません。それから区立の発達支援における社会的養護を要する親子への支援実態、これも分からない。つまり何を言いたいかというと、われわれ地域の中で半世紀以上、子どもの支援、子どもの育ち、子どもの暮らしということを一生涯懸命やっているつもりなんですけれども、しかし、養護関係については区に問い合わせてもデータが出てこなかったり、われわれ自身の障害児相談支援事業所としてもデータがないという状況です。それが意味では天下の東京、天下の足立区、非常にそういう社会的ニーズの高いエリアと言われているそこでの実態がこのような状態であるということですね。そういう中で私たち、重度発達支援センターを中心とした全国児童発達支援協議会という組織を2009年から立ち上げて、いろんな活動をしております。その中では、特に今回のテーマである人材養成の問題も非常に大きな課題として捉えているところです。これについてはその後、改正も加えております。われわれの取り組むべき課題というのは、地域の子どもたちの支援ということ、それぞれが自己完結的にやるのではなくて、もっといろんな地域の様々な資源とチームワーク、ネットワークを組んで日々の実践をしていくことです。そういう意味で今回皆さんのお話から、チームワークというかチームアプローチというか、そういう事が重要であると認識すると同時に作り上げる困難さも感じました。もっと地域の様々な機関、様々な関係者とネットワークを組まないといけないんじゃないかと思うんですが、その経験が残念ながら今まで積み上がってきていないというのが実態です。そういう状態でこの4月1日が始まるということです。このことをわれわれはしっかりと踏まえて、課題を次につなげていき、改善、解消していくことにエネルギーを注いでいかないといけないんじゃないかなと強く思うところです。

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

最後に、私たち協議会ではこうした本を書き上げて、皆さんの参考になればと出版しています。われわれは一個人、一職種、一機関では子どもの、あるいは家族の子育て、育ちにくさ、育てにくさに向き合うことはできない。あるいは自己完結してはいけないと思います。中長期的に子どもたちの人生に寄り添う、支えるという覚悟を持った瞬間から、自分一人で頑張るはいけない。周りの人たちを巻き込んで、地域全体が子どもの育ちへの支援の水準を上げていくアクションも起こす。それがあっての当事者支援であろうと思うところです。そういう意味でも孤立してはいけない。地域の様々な機関と、人と、ネットワークを組もうと。ネットワークなんていう受け身的なことではなく、ネットワークですね。KNOT、自ら進んで手を出すということです。相手が手を出してくるのをまってそれに応えるということでは弱いです。そんなことをここで確認し合いながら、われわれのネットワークが、これからだと思っているところです。

# シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

一般社団法人・社会福祉推進プラットフォーム  
第5回 FLEC フォーラム

クロージングシンポジウム  
社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道  
～お互いの資源を活用し合うために何が必要か～

一般社団法人 全国児童発達支援協議会  
会長 加藤 正仁

### 「家族支援ステージ」の構成

(1) 家族支援要素  
① 家庭の状態  
② 子どもの状態  
③ 地域とのつながりについて

(2) 虐待シグナル  
(3) 家族支援ステージ  
(4) 緊急度



(ロ) 家族支援ステージ

- 1: 担当者の見守り
- 2: 関係担当者の見守り
- 3: 室全体での対応
- 4: 学園全体での対応
- 5: 学園を超え連携機関と対応。(県相や子家ヤン、保健所等姉妹機関)

(4) 緊急度 (A 低い ～C 高い)  
A: 半年に1回の確認対応  
B: 3か月に1回の確認対応  
C: 対応事項発生、確認後即対応

### 社会福祉法人からしだね

うめだ「子供の家」(モンテッソーリ保育園) 1965年～

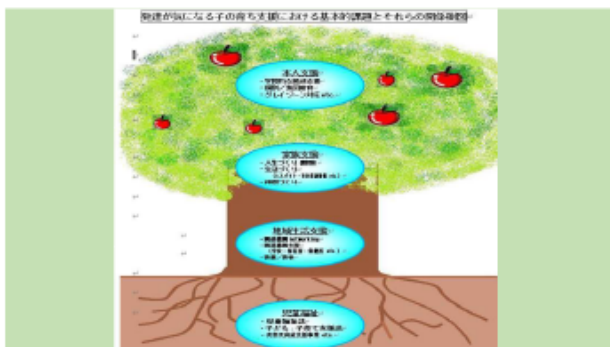
からしだねの舎 1977年～

児童発達支援センター うめだ・あけぼの学園 (障害児通園施設) 1977年～

区立 青井保育園 (指定管理運営) 2007年～

### 家族支援ステージ・家族の現状

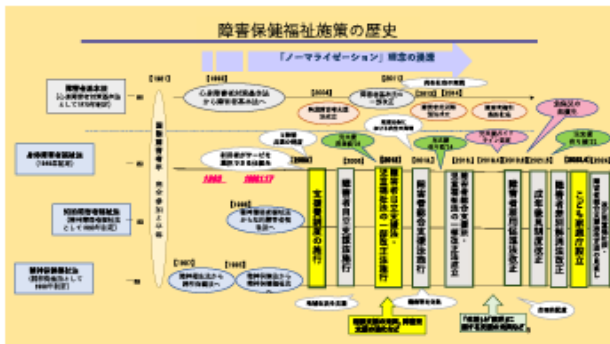
支援ステージ	有付法認定	母子法認定	指定申請認定	合計	
生活人数	60	115	40	215	
保護者外関係	父または母のみ	3	2	1	6
	両親	1	5	2	8
ひとり親	母子家庭	0	1	2	3
	父子家庭	0	0	0	0
DVリスク *保護者と担当者が同居している	0	0	0	0	
虐待リスク *保護者と担当者が同居している	1	2	2	5	
保護者の精神科受診中	2	6	2	10	
児相・子ども家庭支援センターの関与	0	1	0	1	



### A区における、社会的養護の状況

- 児童養護施設2か所 (○: 幼児・学童対象、▽: 中学生以上対象)
- 各養護施設内における発達支援が必要な子どもの実態 不明
- 児童数 不明
- 専門養育家庭数 不明
- 区内における社会的養護を必要とする子どもや保護者、施設への支援実態 不明
- 区立の発達支援における社会的養護を要する親子への支援実態 不明

# シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何がなか～



全国児童発達支援協議会 (児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援) 2016.8.4	
理念	ノーマライゼーション(偏見のない地域で育つ権利の保障) パブリック・サービス(多様なニーズに寄り添った権利の保障) インクルーシブ(すべての子どもが平等にサービスを受けられる権利の保障)
3つの支援	発達支援 家族支援 地域支援
3つの推進の課題と目標	【課題】 ・発達支援: 障害のある子ども(またはその可能性のある子ども)が自尊と主体性を育てながら成長上の困難を克服していくための支援 ・家族支援: 障害のある子どもが育ちやすい環境を整えるための支援 ・地域支援: 地域での暮らしやすさと成人期の豊かな生活を保障できる地域の充実
推進的施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達支援に関する施策 (2016 障害児)</li> <li>発達支援法 (16年 発)</li> <li>発達支援推進法</li> <li>子ども子育て支援法 (平成28年法律第49号)</li> </ul>
具体的な方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達支援に関する施策 (2016 障害児)</li> <li>発達支援法 (16年 発)</li> <li>発達支援推進法</li> <li>子ども子育て支援法 (平成28年法律第49号)</li> </ul>

全国児童発達支援協議会(CDS Japan) (児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援・障害児相談支援)・2018	
理念	ノーマライゼーション(偏見のない地域で育つ権利の保障) パブリック・サービス(多様なニーズに寄り添った権利の保障) インクルーシブ(すべての子どもが平等にサービスを受けられる権利の保障)
3つの支援	発達/本人支援 家族支援 地域生活支援
3つの推進の課題と目標	【課題】 地域での育ちの支援(社会サービス)の推進(居宅系)の推進 ・発達/本人支援: 障害のある子ども(またはその可能性のある子ども)が自尊と主体性を育てながら成長上の困難を克服していくための支援 ・家族支援: 障害のある子どもが育ちやすい環境を整えるための支援 ・地域生活支援: 地域での暮らしやすさと成人期の豊かな生活を保障できる地域の充実
推進的施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達支援に関する施策 (2016 障害児)</li> <li>発達支援法 (16年 発)</li> <li>発達支援推進法</li> <li>子ども子育て支援法 (平成28年法律第49号)</li> </ul>
具体的な方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達支援に関する施策 (2016 障害児)</li> <li>発達支援法 (16年 発)</li> <li>発達支援推進法</li> <li>子ども子育て支援法 (平成28年法律第49号)</li> </ul>

全国児童発達支援協議会 (CDS Japan) 編集

発達支援学  
その理論と実践  
育ちが気になる子の子育て支援体系

みんなの力の結集を!  
子どもとその家族の理解、その支援のために  
適切な視点や気づきを提供し、有効な技法や情報を提供するために編まれた。

「発達支援学」の  
総合的な入門書

発売元: 協同医学出版社

**発達支援学**  
その理論と実践

育ちが気になる子の子育て支援体系

みんなの力の結集を!  
子どもとその家族の理解、その支援のために  
適切な視点や気づきを提供し、有効な技法や情報を提供するために編まれた。

「発達支援学」の  
総合的な入門書

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

### 助言者

岩上 洋一

(全国地域で暮らそうネットワーク 代表)



皆さんこんにちは。全国地域で暮らそうネットワークの岩上と申します。よろしくお願ひいたします。どうしても児童と障害児者の連携の話になりますと、どちらかという知覚障害領域のほうが今まで親和性が高かったのではないかなと思います。私はそういう意味では、まだまだ上手く連携がとれていない精神障害領域から来ました。これは略称、ちいからネットと言うんですが、アメニティフォーラムをやっている全国地域生活支援ネットワークってご存知かと思うんですが、その精神版を作って、きちんと政策的にコミットして、しっかり精神障害者施策も進めていこうじゃないかという話を、藤井さんが障害保健副支部長だったときにさせていただいて、作った団体です。私自身は埼玉県宮代町というところで社会福祉法人の理事長をしていますが、そこに非常に小さな、職員も40人ぐらいしかおりませんが、そんなことをやっています。

今日お話を伺ってまして、加藤さんから、これから今までできていなかったことをしっかりやっていくんだというお話を聞きましたけれども、シンポジストの皆さんの話はすごく感銘を受ける話ばかりで、自立援助ホーム、恒松さんのお話もそうですし、下川さんのファミリーホームの話も素晴らしいですし、津田さんや中村さんの児童家庭支援センター、そして行政もしっかりやっているというお話を今日はお聞きしました。それから米山さんの将来ビジョンについてもお聞きして、これはみんな協力していけばすごいことになるんじゃないか、と

いうのがまず私の感想です。ただ、多分そうは言ってもここで好事例の話をされたとすると、今加藤さんがおっしゃったように、なかなか上手くいっていないこともあるんじゃないか、ということだと思うんですね。今日のお話はまだまだ特別なことであって、なかなかそこが上手くいかないのをどうしていくかということまでもう分かっているということは、これから進めていけるんじゃないかなと思って、こども家庭庁ができるにあたって非常に皆さんが期待をされているのではないかなと思っています。

私は障害者分野ですべて仕事をしてしていますので、この間例えば自立生活援助というサービスを作っていたら、一人暮らしで障害者の方が暮らししていくときの支援をできるようにしていくと。グループホームからも退所を進めていくということをやっていました。今回の法改正にあたっては、グループホームも新たな類型を作っていたら、それで一人暮らしを目指す類型も必要ではないかということも議論していただいております。あるいは先程恒松さんの話の中で、自立生活援助の映像が流れていて、知的障害の方が、私は知的障害があると言われていたんだけど、私の経験を生かしたいという話をされていたと思うんですが、それは障害者分野では今ピアサポートと言って、相談支援事業所であったり、B型事業所に配置、障害者自身もそこで働くということを制度化してもらっています。そういった意味では、もっと融合できる、あるいはお互いに乗り入れができるという

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

などと思っています。

また就労継続支援 B 型という障害者が通う、もともとは作業所とか授産施設ですが、これも新たな類型を加えてもらって、野澤さんとは C 型就労と呼んでいるんですけども、コミュニティの役に立つ仕事をすると。新潟県で言えば雪下ろしですし、地域の皆さんのためになる仕事を障害者自身もしていくということを B 型事業所の中でも評価してもらって、なんで C 型と呼んでいるかという、A 型と B 型というのが障害者の支援ではあるんですが、C 型はコミュニティの C だと。これ、真面目な皆さんですから笑いは出ませんけれども、コミュニティに根ざしていくという活動をしています。そういうところに、多分共感性は高いと思うんですね。子どもの支援をされている方、あるいは障害児の支援をされている方も、その自分たちの枠の中でずっといてほしいなんて誰も思っていないくて、コミュニティの中で生活してほしいということと、そういったコミュニティをよく作っていきたくて思われていると思うんです。そういう意味では、繰り返しになりますが、障害者の中でやってきたところとも一緒にやっていけるといいなと思っています。

そして相談支援は、基幹相談支援センターが障害者のほうは中核になりますので、今出ているような児童発達支援センターであるとか、児童家庭支援センターですね。そこと連動するような仕組みをどんどん作っていきけるといいと思います。それは加藤さんがもうおっしゃっていただいたように、自分たちだけが頑張るのではなくて、ここにお集まりの方ってご自分たちに力をお持ちだと思うんだけど、力がある人ほどその法人やそのグループだけが頑張るんじゃなくて、周りの人たちが頑張れるような仕組みをどう作っていくかだと思います。私は精神科領域ですから、精神科病院が非常に頑張っちゃっているところは市町村は基盤整備しませんし、あるいは相談支援がとて頑張っているところは地域保健が弱くしまったりとか、どこかが頑張るとそこに頼ってしまうというのがあって、そこを変えていくには今日お集まりの皆さんが引っ張るだけではなくて育てていただくということが必要なのではないかと思っています。そこがこれからの目指していく視点ではなかろうと思います。

札幌の藤崎さんの話にもありましたけれども、福祉だ

けで頑張るのではなくて、保健分野とどうつながっていくかというのは、いろいろご苦労されてきた経過があると思うんですが、どうしても今日の話の中で津田さんがつながっていかなくちゃいけないんだ、一緒にやるんだという話がありましたけれども、一緒にやるのが苦手になってしまったんですね。なので、障害児となった途端に、じゃあパスポート持たせるようにそちらでお願い、みたいなことが起こっているんですが、住民全体の支援が一番できるのは本来は地域保健なんです。保健というのはどうも置いてけぼりになりますけれども、本人を見て、家族を見て、世帯を見て、地区を見るという、本来は包括的であり、伴走的であり、重層的であったんだけどそこが弱まってしまっていて、またこの先、福祉分野だけでしっかりやろうとすると住民サービスが抜け落ちてしまうので、そこが今回精神保健福祉法の改正では市町村で精神保健をしっかりやらしてもらおうという、メンタルヘルスの土台を作りましょうということになっていますので、その観点でも皆さんに上手く活用していただけるとうれしいということ、今日お話を聞いていて思いました。以上でございます。

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

### 助言者

#### 北川 聡子

(社会福祉法人麦の子会 理事長、  
日本ファミリーホーム協議会 会長)



社会福祉法人麦の子会の北川です。よろしくお願ひします。私は地域の子どもたちを見ていて、特に困り感ある子どもを見ていて、障害のある子どもも社会的養護の子どもも同じ子どもとして、もう少しこの分野、連携していきたいなとずっと思っていました。今回このようなクロージングシンポジウムになって、本当にうれしく思っています。藤崎課長さんのお話を聞いて、偶然かも知れないんですけど、1歳半健診や3歳児健診の後のフォローのための親子教室を児童相談所が担っていて、保育士さんや心理士さんを地域に派遣しているという課と、社会的養護を担っている課が同じ課で、藤崎課長さんがそれを統括しています。これは、こども家庭庁になるにあたってじゃなくて、すごく前からこんなふうに札幌市の体制が支援局の中で表裏一体になっているという辺りが面白いなと思いました。親子教室で療育的なことを、グループセラピーをしていることと、里親さんたちが児童発達を利用したり、さっぽろ・子どもの広場を利用したりしています。そのため、社会的養護と障害児支援がすぐくつながりやすいのではないかと聞いていました。

それから下川さんに関しては、子どものことを中心に発表してくれたんですけども、実は障害のある子のお母さんたちの支援も、むぎのこはやっております。むぎのこが行うグループカウンセリングの中で、実は虐待を受けていたんだとか、アルコール中毒のお父さんのもとで育ったんだとか、夫からDVがあったとか、いろんな逆境体験の中生き抜いてきたお母さん達がたくさんいて、家族を支えるということと社会的養護という視点も必要

です。お母さんたちから、そこでつながって、もっと小さいときに誰かが助けてくれたらよかったね、という話がよくあります。福祉はつながりが大切です。誰がつないでくれるかということ子どもなんですよね。例えば自殺企図があったり、失踪したりする子がいて、失踪しましたということを経童相談所に夜中でも電話するわけです。そうすると、先程の藤崎課長さんが当番だったりして、電話に出てくれて「分かりました」と言って、何やっているんですか！って責めないで、「こちらでも警察に連絡して対応します」と言ってくれたり、本当に温かい児相のサポートがあると思います。見つかったら「よかったね」と一緒に喜んでくれたり、それから自殺企図のある子なんかはいつどうなるか分からないので、児相精神科医もサポートしてくれたり、児相も「何かあっても児相が責任とりますからお願いします」と言ってくれたり、子どものことを考えていくときに、いろんな機関が繋がらないととてもやっていけないというのが実態で、子どもが大人同士の関係を結びつけてくれています。

しらゆりの津田さんは、私は訪ねたことがあって、さっきの眼鏡の表現が面白くて、津田さん自身が心理士さんということもあって、児童発達支援センターがやらなくちゃいけないことも児相センでやっているんだという事を目の当たりにしました。「もっと児童発達支援センターも地域に出なくちゃいけない」と思いました。今回こども家庭庁になるにあたって、インクルージョンの推進ということで、加藤先生と一緒にもっと児童発達支援センターも地域に出られるような仕組みを作れるように、ということではいろんなところに今お願いしております。



## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

それから、本当に同じですね、中村さんのところも小さい町なので、心理さんが発達検査したり、これから児童家庭支援センターと児童発達支援センター、お互いの強みを生かして地域で協働していく、そういうことが地域の子どもや家族を守っていくことになると思って聞いていました。

米山先生は、障害児入所施設が社会・援護局と子ども家庭局に分かれてしまっていたので、児童養護はすごく配置基準や多機能化が進みましたが、障害児入所は、4.3:1 から 4:1 にはなったんですけども、その辺の差がすごくありまして、地域になかなか出ていけない。また、サテライトの制度を作ってもらったんですけど、まだまだ遅れているので、こども家庭庁になってからはここをできれば、障害があっても生まれてきても大切な子どもですから、できるだけ家庭養育で地域で暮らせるようにという、スティグマがないような状況に環境を作っていくのが大事だと思って聞いていました。

私たちは、実は行政的分離はしていたんですけど、目の前の子どもたちや家族のニーズを考えたら、どこの実践も蜘蛛の巣的、ゲリラ的に地域ではつながってきている面もあって、そこをなんとか子どもの困り感や家族の困り感を解決したいなと思ったら、そのゲリラ的につながってきたことがだんだん次の未来に、いろんな関係者がつながっていくということに、実践として積み上がってきたんじゃないかなと思います。今度こども家庭庁に入って、行政の障害福祉課の関係、矢田貝課長さんもいらっしゃるし、障害児支援施設のメンバーも来ていますし、こども家庭庁の準備室の社会的養護の専門家の方もいらしますので、ぜひ現場でこんなふうにもみんなで頑張っていきますので、行政的に架け橋をつけていただいて、子どもたちをみんなで守っていくということを取り組んでほしいなと思います。私からは以上です。

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

### ディスカッション



**野澤 :** ありがとうございます。あと 30 分あるので、少し論点を絞って皆さんからお話を聞きたいと思います。社会的養護と障害児者施策の連携と協働という発議は、非常に単純化して入り口のところで考えると、社会的養護の施設関係者が障害児、障害者福祉サービスのことを理解できているのかどうなのか。十分情報提供がいつているのかどうなのかということと、もう 1 つは障害児者福祉の関係者が社会的養護のことを理解できているのかという、その双方だと思うんですね。今日私が話を聞いていて、社会的養護の関係の皆さんの話を聞いてみると、十分理解できているなど。こういう理想があればいけるんじゃないかなと、先程岩上さんもお話されてましたけど、思ったんですね。これはどのぐらい恋愛的なのかというのを聞きたいのと、こうなるには何が必要なのか。そうじゃないところを、ここまで、こういうふうな理想的なものを作っていくには何が必要なのかということを知りたいんですね。中村さんや津田さんはもともと障害者福祉のほうでやってらっしゃった方ですよね。だから上手くいっているのかなとも思ったりしたんですがどうですか？業界を見ていて、自分たちがやっていることは例外的なんでしょうか？みんなこのぐらいやっているものなんでしょうか？まずそこを知りたいんですが。

**中村 :** 私が今児童養護施設のほうに異動して、障害の知識というか、そういったものが足りないのかなという感じは受けておりました。児童家庭支援センターのほうは、地域の養育センター的なところを任せて、地域それぞれに動きましようという話があって、その準備というか、

そういったことで動いてきたので、そこら辺の問題はクリアしてたんですけども、児童養護施設のほうが、やはり経験が長い職員ほどそのところは理解しております。施設の中でまず異動して入ってくる職員については、そのところは障害者分野から入っていますので、そういう障害を持った措置児もいるんですけど、その対応はすごく上手にできるんですけど、20 年も 30 年も児童養護の中にいる職員は、なかなかそのところが上手く消化できていないというか、難しいところもあるのかなとは感じておりました。

**野澤 :** 津田さんいかがですか？非常に上手に障害児、障害者福祉サービスを使っているように見えていたんですけども、どんなふうにされていたのかって、法人内、施設内で何か苦労されたのか、どうでしょう？

**津田 :** 実際私は両方経験したというのは正直大きいなと思っています。転職したとき、前の障害福祉での顔のつながりというのができていました。うちの児童養護施設では、障害があると診断がついている子が 6 割ぐらい、疑いがあるとお医者さんから言われている子が 3 割ぐらい、つまり 9 割ぐらいがなにがしとつながっていく必要がある子たちです。そのときに、そこを経験してきたから当たり前のようにつないでいったというところはあったと思います。そういうところでやっていくと職員たちも、そういうサービス使えるんですね、児童養護施設の子が放課後等デイ使えるんですね、児童発達支援使えるんですね、それなら見学行きたいんですけど、と。

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

職員はそういう実務と、先ほど発表した研修体系で、今は割とどの職員も当たり前のように行ったり来たりしていると思います。

ただ他の施設となったとき、そうはっていないところは現状あって、よくつないでくださいとか紹介してくださいとか教えてくださいとか言われます。教えるではなく一緒にやっていきましょう、と言い施設同士でも連絡し合って、見学に行くなら一緒にいきましょうとか、そういうことをしながら徐々に広がってきているのが神戸の現状かなと感じています。

**野澤**：恒松さんにもお話聞きたいと思うんですけど、こういうキーパーソンがいるところは、なんかなんとなくなくなっていくという気がするんですが、全くそういう方がいないところではどうすればいいんでしょう？

**恒松**：そうですね、児童養護施設も、自立援助ホームなんかもっとそうなんですけど、それぞれの職員がその子に合わせて何をするかって探していかなきゃいけないという点では、うちなんかでも出るときに必ずしも、うちは東京都の清瀬市というところにあるんですが、清瀬市内で生活するわけではない。そうすると、その子の住むところでもまずどういう障害施策があるのかというところから探していかなきゃいけないということがあって、それをやっとなら見つけたというふうになったとしても、結局そこの方たちに相談すると、でも働いていますよね？という感じになってしまったりするので、だから手帳とか持っているとなら楽なんですけど、そこを一個一個探し当てていかなきゃいけない。また自立援助ホームって、会場にいる方も今日初めて聞いたという方も多いと思うんですけど、そういう中で、何やっているところですか？というふうにもなってしまうので、それを一から説明して、毎回毎回開拓しているというのが実情です。

ちょっと別の話になるんですけど、今加藤さんの話を聞いて、足立区で社会的養護あるのにその実態が何も分からないと聞いたとき、すごく納得したというか。結局足立区の養護施設に来る子たちって足立区の外から来る子ばかりなんですよね。そうすると、障害を持つ方たちの支援って、今日皆さんのお話を聞いてやっぱりそ

うだよなと思ったのは、地域でやっている。親も支援して子どもも支援しているということをやっているんだけど、児童養護施設の子たちというのは地域から外されちゃっているんで、親でやっている支援と子どもの支援が全く別物になっているという。そういう中で、自立援助ホームなんかもっとそうですし、そこで連携していればその次のステップって、障害の分野とも連携しながらできるのが、地域から離されちゃって親子分離しちゃっているところに今すごくこの壁があるんだろうなとは感じています。だからそこを一から全部説明しながら進めていかなきゃいけない。特に手帳を持っていない子に関して言えばなおさら。この子はこんな元気に見えて働けそうですけどこうなんです、ということの一つ一つ説明していかなきゃいけないというのがすごく大変かなと思っています。

**野澤**：なるほど。障害児のサービスを地域だけど、社会的養護は地域を超えたところでやる。それはあるかもしれないですね。麦の子はどうですか？全然違うところからどんどん来ますよね、麦の子の近くに。その辺の障害児サービスの地域密着性と、それから社会的養護の、むしろ地域から離れたところのギャップみたいなものというのはどんなふう克服されていったんですか？

**北川**：障害のある子どもは大体地区割で、東区と北区のお子さんと家族って大体が、大枠ですけど決まっていて、何かあったときに地域、車で駆けつけられる範囲なんですけど、社会的養護のお子さんも、麦の子のお母さんが育てられなくなる場合は、地域にいて一緒にファミリーホームで暮らしたりとかそういうこともできます。児童相談所からの紹介の子は本当にいろんなところから、来ますね。まずはあの地域にみんな住むことになるので、まずその地域が自分の居場所なんだと安心して暮らせる場所なんだ、里親さんやファミリーホームだけじゃなくて地域全体がみんな応援しているんだよ、っていうその感じを、遠くから来ても、子どもが持っていくことが大事なんじゃないかなと。その安心感がまた戻ったときに、どこかの地域につなげていく。人に対する安心感がなくて来るので、まずこの地域で安心して、次へ。私た

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

ちがつながっていると安心して、子どももその次の人を信頼できるというふうになりますので、そういうかたちでやっています。

**野澤**：では加藤さん。

**加藤**：すいません、まとまりのない話をしちゃったような気がしないではないんですけど、いずれにしても子どもたちの問題を地域の中でといったときに、現行の制度下においては、私は1つ非常に有効な場面が設定されていると思うんですね。それは、24年に立ち上げてくださった自立支援協議会子ども部会です。私自身あるとき子ども部会の責任者をさせていただいたのですが、その中には養護関係の人が1人もいなかったという現実があります。それからそこに情報をくださるはずの児相の人が誰も入ってこなかったということがあります。地域によるのかもしれないんですけども、せっかくああやって地域で子どもたちのことをみんなで考えようよ、行政をあてにしないで自分たちにできることをやろうよ、みたいな動きがそこで立ち上がったにも関わらず、芽出しはしてくださったんですけど、あまり育っていないのが1つ大きな問題かなと思います。だからそういう意味では、改めて新しい制度を作るんじゃなくて、立派に芽出しをしていただいているわけですから、あれを本当に有効活用、機能化していくということがとても大事なことだろうと思うし、そこにあの地域の子どもの関する課題を抱えた関係者が大同団結する、小異を捨てて大同につく、という集まりを作って、それを活発化していく。既存の組織を活性化していくということが非常に近道で、今改めて土俵を作って、なんていうことじゃなくて、あれを有効活用していくためにみんながここで、ということが大事かなと思いました。

**野澤**：自立支援協議会でなかなか活発じゃないところも結構ありますからね。

**北川**：活発かどうかというよりも、要対協だと守秘義務を課せられますけど、この親子どうする？ということで、関係者が一堂に集まって役割分担して支援を考えていっ

て、また事務局もあって、何回もその支援をしていくところでは、一気に関係者が集まるんですね。そして連携できる。でも自立支援協議会子ども部会の役割は、そういうところにあまり守秘義務もないし、どうなんでしょうか？矢田貝さん。

**矢田貝**：守秘義務は、そういうご指摘を踏まえて、昨年の秋の法改正でそういう守秘義務を設けて、特別事例も話せるようにしようということをしていて、だからこれからのところはあります。これまではどちらかという自立支援協議会は地域の体制づくりを話し合う場というイメージだったんですけども、個別事例についてもきちんと言論できるような環境を今整えている、そんな状況です。

**野澤**：要対協でも切羽詰まった事例があると、みんなで何か知恵を出し合って、サービスとか何が利用できるかって考え始めますよね。その辺りから始まっていくと、継続するように工夫が必要ですよ。1つ終わるとその場で生き別れみたいな感じで終わっちゃうこともあるので、その辺りがポイントかもしれないと思いますね。もう1つ、逆に障害児福祉側が社会的養護のことをどのぐらい理解できているのかみたいなことを考えたいんです。最初、矢田貝さんがいろいろ利用できるサービスを挙げてもらって、実際に見ていると、放課後等デイとか、児童発達支援センターとか、自立に向けて就労移行とか就労継続とかも有効なものだと思うんですけども、逆に私は障害者福祉の側でずっと見てきた側からすると、営利目的のところがすごく増えて、とてもそんな社会的養護なんて全く関心もないところが最近が目について、どうしたものかと。利用できるところあるのかな？なんて悲観的に思っちゃったりするんですけど、今度の総合支援法の改正も少しその辺議論になりましたよね。放課後等デイとか子どもの部分ですね。塾みたいなところで、社会的養護の子を見れるわけじゃないですよ。だから、こういうものを融合することによって、逆にもととの障害児福祉のほうも、という方向に行きそうな気もしたりしてるんですけど、樂觀すぎますかね？矢田貝さん、どうでしょう？

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

**矢田貝：**福祉全体で言うと、障害児と養護だけじゃなくて、高齢者、障害者、子育て、みんな家庭の問題って複合しているんだから、トータルでできるようにしましょう、みたいなことを厚労省の中でも、地域福祉の中でも議論になるんですけど、そういう会議に僕が行くとむちゃくちゃ文句言われるんですね。障害は障害のことしか見ていないとか。現場でも障害の相談支援の人は障害のことしか考えていなくて、私たちに助けて、手伝ってって言ってこないって、国の審議会場で本当にそういうことを言われて。給付費が4兆円になって障害帝国ができちゃうと、どうしても目の前のことやっていけばいいやってなっちゃうんですね。その典型が今野澤さんの言われた営利主義みたいなところが、目の前のことをやっていけばお金が儲けられるからそれで終わっちゃうという。それは本当に地域福祉の在り方としても、障害者福祉の在り方としても望ましくないんですね。

昨年国連障害者権利委員会というところが各国の障害者施策に意見を言うということをしていて、日本はすごく意見を言われたんです。特別支援学校ってあるじゃないですか。特別支援学校を廃止しろと言われて、最初僕何んか、何無茶言っているんだよ？とか思ったんですけど、ただ確かに理想は特別支援学校なんていうのが廃止されて、普通の一般の学校の中の1クラスに障害の子がいるとか。そう考えるとさっきA型、B型とか出ていましたけど、本当は障害者だけ集まっているよりは、普通の企業で働いている中の、ある部屋には障害者の方がいて、もちろん一緒に働いていてもいいとか、もう障害児施設なんてなくして児童養護施設の中に障害児加算つけて、もう児童養護の中に障害児も入れちゃうとか。

だって、自立支援協議会と要対協が両方あるって、もう本来そこからして別なんですよ。子どものことを議論するのに2つの協議会があるっていうのはおかしいよとか、そういうことを想像していて、これは多分こども家庭庁ができるとこういう議論になるはずなんです。なんでこれを2つ別のところでやっているんだろうと。そんなに一気に一緒になったりはしないと思うんですけど、そういう方向に進んでいく中で、障害児の事業者もどういうことをしていくことが求められるかということ

が変わっていけばいいなって、理想論ですけども、これまでの議論を聞いていて思いました。

**野澤：**ありがとうございます。米山さんにも少しお話を聞きたんですけど、障害児福祉の側で、社会的養護のことに対する感度と言いますか、関心というか、理解というか、その辺りはどうなのでしょう？足りないとすればどうすればいいんでしょう？

**米山：**先程私のスライドにあったように、平成30年から社会的養護の児童養護施設等の中に障害児入所施設も全部入った統計が5年ごとにとられたんですね。ちょうど2月に調査が終わって、これが来年ぐらいには全部まとまって出るでしょうけども、またそこの中で改めて社会的養護の必要なニーズのあった子たちの割合がもっと高く出るんでしょうけど、改めてそういったところで、方針としては出ているんですけど、そのところをもっと強めて言っていないといけないなと思って。私の周辺だと、福祉型だとか、医療型の入所施設はどういう関心があるんですけども、まだまだそういうお子さんたちがいないというイメージを持っている施設も正直あるので、そこはこれからの課題で、まさにこども家庭庁になったときに支援課のほうに入るわけですけども、その中できっちり議論してやっていくべきだろうなと思っています。

**野澤：**私も障害のある子の親として思うんですけど、子どもが小さいときに障害があると親はすごくダメージ受けますもんね。社会的養護のスレスレの綱渡りをして生き延びてきている親っていっぱいいると思うんですね。それが上手いかない家庭はすぐに社会的養護になっている。表裏一体だと思うんですね。

**米山：**あと1つだけ、障害児入所施設で、背景の保護者、養育者のほうの課題として一番率の高いのが、3割の方が実は知的障害なんです。そういったところもかなり丁寧に、もちろん入所前のところから本当に丁寧に支援していかないといけないなというのはいつも感じているところです。

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

**野澤**：もう1つは、先程恒松さんのお話でしたかね、手帳をとらないとサービス利用できないから、って言うのと、バカにするのか、って言われる。これは社会的養護だけじゃなくて障害児の側でも、親もそうですよね。なかなか障害受容できないと素直に手帳とらないんですけど、そういう親とかそういう本人に対してどんなアプローチをしてきていたのかというのを下川さんにお伺いしたいんですけども。

**下川**：さっきのお話の子も、療育手帳を持っているということで、うちに来たときから持っていたんですけど、それを持ってバスに乗ったら、すごく障害者っていう目で見られているとか、小学校のときからいろんな障害児ということで傷つきがあったみたいで、それで療育手帳を持っているということをまだまだ受け止めることができなくてとても苦しんでいた時代があったんですけども、私が見守るだけで、まだ完全じゃないと思うんですけど、どうやって受け止めてきたかというのと、同じ養育手帳を持った、障害を持った先輩が麦の子で、放デイで働いたりして、そこに行くことで、療育手帳ってこういうものだよ、悪いものじゃないよ、いいチケットみたいなものだよ、とか、あと持っていることですごく傷ついたことを受け止めて、分かるよ、って当事者の方が先輩として受け止めてくれるということの繰り返しで、今本当に少しずつ、これから障害者年金というお話も少ししていくと、前よりは抵抗しなくて少し受け止められてきているかなという過程は感じています。

**野澤**：ありがとうございます。少しずつ、時代とともにハードルは低くなっているような気はしているんですけどね。これまで私のほうから論点設定をして皆さんにマイクを向けたんですけど、残った時間で、皆さんの意見を聞いていて、これ言いたいとか、これどうなんだろうということを一言ずつ、1分以内で順番に最後言うだけだったと思うんですが、では藤崎さんのほうからよろしいですか？

**藤崎**：ありがとうございます。社会的養護の関係者が障

害のある方のことをどれだけ理解するのか、という点について1点だけお話をさせていただきます。これからの社会的養護は家庭養育を目指すということで、国のほうでも里親の委託率の向上を求めているところだと思います。そういうふうに考えますと、社会的養護の関係者としてこれから大きく期待されるのは、やはり里親ではあると感じております。先程、報告の中でもお話をさせていただきましたが、一時保護をしているお子さんの中では、何らかの障害のあるお子さんが非常に多くなってきて、今後、里親委託率の向上ということを考えますと、発達に障害のあるお子さんを里親に委託することがこれからどんどん多くなっていくと思います。そのため、委託先の里親をどうにかたちでサポートしていくか、障害のあるお子さんの特性、支援の方法、その辺を十分にバックアップしていく。そういう仕組みが非常に大事ではないかなと感じております。

そこで、繰り返しになりますけれども、今年度から札幌市では障害児のフォスタリング機関を設置しまして、助言者でおられます北川先生のところ、麦の子会さんに委託しております。里親が安心して障害のあるお子さんを育てていく、養育する環境を実現することが、社会的養護と障害者サービスの連携ということに、つながっていくことではないかと強く感じております。以上です。

**野澤**：どうも重要な論点、ありがとうございます。では中村さんのほうから順番で一言ずつ。

**中村**：児童のいろんな問題が、私が以前勤めていた時代とは全く違って、私が勤めていた頃には権利がどうのというお話をしている時代でしたので、今はもっとその先をずっといっているんだなということで、私のほうも障害者分野と児童分野と、2つ体験させていただいて、すごく貴重な体験かなと考えております。今後私たちの住む地域、人口が減少ということで今日発表させていただいたんですけども、その中でできることは何かということをこれから考えながら、いろいろと対応していきたいなと思います。

**野澤**：どうもありがとうございました。では津田さん、

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

お願いします。

**津田**：先程の障害受容のところでしたんですけれども、児童福祉法第2条に、子どもの意見の尊重と最善の利益を追究していくというのがあるんですけれども、そういったところで、さっきからいろいろ議論が出ているんですけど、子どもや家族の受容というところで、そのバランスみたいなものをどうとっていったらいいかとか、子どもの意見をどのように聞いていったらいいかみたいなところはもうちょっと深めてみたいなと思いました。以上です。

**野澤**：ありがとうございます。下川さん、お願いします。

**下川**：連携と協働ということで、私たち大人はもちろんなんですけど、子どもたちの声を、私も日々の暮らしで大事だなと思っているので、子どもたちの声を聞きながら、大人たちが手をつないで協働連携、一緒にチームとしてやっていけたらいいなというのを感じているので、頑張りたいと思います。

**野澤**：ありがとうございます。では恒松さん、お願いします。

**恒松**：恐らくキーワードは「知る」ということだと思っていて、今社会的養護は当事者の方がいろんなことを発信していて、それでなんとなく皆さんに知ってもらっているということが多くて、障害受容という話になると、例えば手帳の話をする、子どもたちのイメージで、常に手帳をぶら下げて、私はこの手帳を持っていますということをアピールしているような感じに捉えがちなんですけど、でも先程下川さんおっしゃったみたいに、必要なときにせばいいツールなんだよ、ということをもっと知ってもらおうということが必要なのかなというのは思ったりします。あとは私たちも、多機能化、高機能化と言われている中で、地域の人たちにもっと知ってもらおうということ。それが結果的にそこにいる子どもたちの理解にも、その地域の中で手帳を持っていなくても理解につながる。お互い障害に対しても、社会的養護にしても、

知るということにもうちょっと努力をするということが大事なのかなというのは、今日のお話を聞いていて思いました。ありがとうございました。

**野澤**：どうもありがとうございました。では米山さん、お願いします。

**米山**：ありがとうございます。私はいろんな職をやっていまして、今は国立児童自立支援施設の医師としてお手伝いを週2回やって、朝8時半から子どもと一緒に走ったりなんかしているんですけど、そこで見ると、里親不調から児童養護施設不調、それから自立支援セン不調で国立へ来ている、なんていうお子さんたち、結構いるんですね。先程お話あった、知るってやっぱり大事だなというのは、里親さんにしても、ご家庭で育てるところで、例えば発達特性を知るとか、そういったところが大事で、それが今後こども家庭庁になっていく中で、児童発達支援センターとか障害児支援のことをその地域で知る。そういったネットワークで連携しながら、その子育てに支援ができればいいなと思いますし、私は本当に大勢の中で育った人間なので、社会が育てばいいじゃんという、頑張れ頑張れじゃなくて、腹八分目ぐらいでほどほどにしながら、いろんな人に助けってもらえればいいなと思って、そういう地域が作れたらいいなと思いました。以上です。

**野澤**：どうもありがとうございます。では矢田貝さん、お願いします。

**矢田貝**：2点、児童福祉法改正で、こども家庭センターというのができて、われわれのほうには児童発達支援センターというのがあって、さっきも言ったんですけど、2つあるというのは本来的ではないと思うんですけど、多分2つできるので、せめてその2つがちゃんと各地域で連携してもらおうということがまず一番大事なのかなと思っています。相談支援が福祉の肝だと思いますので、それぞれの中核を果たすこども家庭センターと児童発達支援センターが、少なくとも全ての地域でちゃんと結びついているっていうふうにしなきゃいけないって今日の

## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

話を聞いてて思いました。

それと、児童養護に関しては、僕は熊本の経験しかないですけど、すごく閉じた世界と言うか、先程野澤さんからあったんですけど、障害っているんな事業者が入ってきていて、良いも悪いもあるんですけど、あれだけ予算も伸びているので、いろんな新しい方も入ってきているということもあるんですけど、どうしても児童養護って軽薄にいかないの、伝統的に施設があって、そこが一生懸命やってっていうところで、でも逆にその中でぐるぐるやっているというイメージはありますので、せっかくこども家庭庁ができますので広がっていければいいのかなと思っています。手帳のことについては、説明の中でちらっと資料を入れておきましたけど、今見直しの検討していますけれども、必ずしもサービスを使うために手帳が必要ではないということは、もっとそういう方向で考えて、いろんな恩恵を受けるために手帳の制度ってあるわけで、サービスを使うのは別に手帳がなくても、ちゃんと相談も受けれるし、サービスも使われていくようにしていきたいと思っています。

**相澤**：ありがとうございます。では助言者も一言ずつ。

**岩上**：どうもありがとうございました。協議の場の話がありました、なかなか上手くいっていない理由は、上手く整理する力が弱いところがあって、ご本人支援やご家族支援の質の問題を高めていきたい話なのか、それとも地域のネットワークを作る話をするのか、あるいはもっと仕組みを作るのかってところが整理できないまま協議会運営されてしまっているところがあるので、もちろん個別支援会議とか要対協の話でしっかりご本人支援するんですけども、そのあとの手立てが、もう少し整理をすると上手くいくのではないかというのは思っているところです。

もう1つは、私は今日助言者と呼ばれているんですが、これは藤井さんの作戦で、ちゃんと精神保健分野に岩上持って帰れ、これしっかりやれ、ということだと思っていますので、私もここ数年グループホームで18歳過ぎた方々をお受けするようになっているんですが、今日お話ありましたように自立援助ホームであるとかファミリー

ホームであるとか、あるいはグループホームでももう少し若くて入れるような措置的なことができれば、これは進んでいくと思うので、ぜひ精神障害の分野に持って帰って、協働させていただけたらうれしいと思っています。ありがとうございました。

**野澤**：ありがとうございました。では加藤さん、お願いします。

**加藤**：ありがとうございました。とにかく4月1日からスタートしますので、関係者の皆さんと思いを重ね、力を重ね、子どもたちのために前進したいということです。よろしくお願いします。

**野澤**：ありがとうございます。では北川さん。

**北川**：一緒にやっというところなんですけど、社会的養護のほうに子ども家庭ソーシャルワーカーが作られます。そのシラバスや研修内容など、一生懸命準備していると思うんですけど、それ聞いて私、焦ったんです。障害児支援は、ちゃんと専門性担保できるかな？っていうところで、こども家庭庁に入るのに、心配になりました。それで調査したら、なんと平均の経験年数が3年から5年でした。事業所が急に増えたこともあって、これはもう少し障害児支援の専門性を担保できるような質を、子どもの育ちを守る人をたくさん日本に作っていかないと、ソーシャルワーカーさんたちはだんだん専門性高くなっていくけど、発達支援、子どもの育ちの支援をもうちょっと日本の中で位置づけていかないといけないなと焦っているところです。それも含めて気さくな、昨日登壇された田中れいかさんが言っている親しみ深いお母さんと子どもがほっとできるような支援ができた方がいいなと思っています。以上です。

**野澤**：どうもありがとうございました。皆様の協力のおかげでなんとかこのぐらいの時間で収まることができました。私、聞いていてすごく勉強になりました。私も知的障害の分野でいろいろ考えたり発言したりしてきましたけど、最近知的障害自体がすごく増えているん



## シンポジウム「社会的養護と障害児者施策の連携と協働への道」 ～互いの資源を活用し合うために何が必要か～

ですよね。というのは、定義がすごく揺れてきて、今は海外なんかでは IQ70 というのは障害の定義から取っ払っちゃったんですね。社会適応に問題があるというところを重視している流れがあって、ということは家庭内の養育機能の低下とか、あるいは社会で彼らが生きるのは難しくなっているということで、つまりこれまで知的障害というアイデンティティなくても生きていった子たちが生きていけなくなっている。そういうことだと思っんですよね。だからつまり、社会的養護と障害児者福祉はもう否応なくオーバーラップしてきて、このところをどうやってやっていくのか。目前にこども家庭庁という制度が迫ってきている中で、リアルにわれわれそういうことを考えられるようになってきたんだなと思っんですね。ぜひいろんな方々のお力、知恵を結集して、本当にこれは今チャンスですので、この国の子どもたちを幸せにするという方向に 1 歩、2 歩踏み出せていけたらと思っています。今日は本当に皆様、貴重なご意見ありがとうございました。会場の皆様にも感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

## 相澤 仁

(共同代表／大分大学福祉健康科学部 教授)



閉会の挨拶を申し上げたいと思います。潮谷共同代表に代わりまして、私、相澤からご挨拶させていただきます。まずは、今回のフォーラムにおいて、スケジュール通り進行ができなかったこと、発表資料の映像をスムーズに提供できず大変ご迷惑をおかけしました。心よりお詫びを申し上げたいと思います。主催者としては、それでも3日間、予定していたプログラムを開催できたことは、本当によかったと思っております。行き届かなかったことも多々あったと存じますが、経費を助成してくださいました公益財団法人ユニバーサル志縁センター、大変有意義な質の高い発表をしてくださいました登壇者の皆様、最後まで熱心に聞いてくださいました参加者の皆様、会場使用の交渉をはじめ、会場での準備、運営に至るまで情熱と誠意をもって下支えをしてくださいました早稲田大学総合研究機構、および事務局の皆様、本フォーラムに関わってくださいました全ての方々のご協力と温かいお心遣いに助けられ、無事終了することができたものと考えております。主催者を代表して、心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。

さて、今回のフォーラムでは新しい企画として、特別講演および鼎談を開催いたしました。また2つのプレセッション、2つのシンポジウム、5つの分科会がなされ、それぞれの示唆に富んだ発表について、活発な討議および意見交換がなされました。いずれも先駆的な実践方法などを拝聴させていただき、新たな気づきや学び、そして感動いただき、エンパワーメントすることができました。メインシンポジウムでは、ケアワーカーの専門性は、専門性を感じさせないのが専門性であるとのメッセージをいただき、改めてテクニックやスキルではない、そう

した技術がアートとして自分の人間性に融合され、存在そのもの、ビーイングをベースにして、子どもそのままの有り様、ビーイングを尊重し、子どもとずっと向き合い、寄り添いながら生活を営み、ともに育ち合いながら歩み続けていくことの大切さを再認識させられました。また子ども家庭支援を担う人材育成確保のための働きがい、働きやすい環境を整備するためには、社会的養護、家庭養護などの職員の配置基準や待遇改善、財政措置の在り方をはじめ、様々な観点からの検討の必要性を再認識させられました。クロージングシンポジウムでは、改めて子どもの権利を基盤とした子どもの福祉の増進を図る上で、いかに社会的養護と障害児者施策とが連携し、協働していくことが大切であるのか。それぞれの施策や実践などについて相互理解し、相互に参画し合い、互いに資源を活用し合う重要性などについて再認識させられました。さらに今回は、4年ぶりに開催できましたレセプションには、多くの方々の参加をいただき、ぬくもりのある雰囲気の中で意見交換ができ、親睦を深めることができました。

皆様、今年1年は子ども基本法の施行、改正児童福祉法の試行に向けて準備する重要な期間になると思います。私たちFLECはこうした制度改正の動向を踏まえ、その対応などを念頭に置いて活動しつつ、さらなる皆様とのネットワークを構築しながら、皆様とともに、全ての子どもに家庭での生活を、という目標を達成するための歩み続け、その役割を果たしてまいりたいと思います。来年度の第6回FLECフォーラムは、3月8日、9日、10日に、ここ、早稲田大学で開催する予定です。ぜひとも日程の確保をお願いいたします。1年後に会場でお

## 閉会の挨拶

目にかかることを祈念し、閉会のご挨拶とさせていただきます。皆様、来年もぜひとも会場でお会いしましょう。  
3日間、本当にありがとうございました。

リーガロイヤルホテル東京

3月11日 18:30~20:30

